

令和5年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第12号）						
招集年月日	令和5年9月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年9月11日 午前10時00分			議長	森岡 勉
	散会	令和5年9月11日 午後4時57分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	5番 橋本 誠 6番 小出 高明					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○	農林振興課長	万江 幸一郎	○
	総務課長	山内 悟	○	農林振興課長補佐	田口 宏幸	○
	総務課長補佐	溝口 久志	○	商工観光課長	深水 昌彦	○
	危機管理監	橋本 啓之	○	商工観光課長補佐	高田 将一	○
	デジタル政策審議監	中野 裕登	○	建設課長	酒井 裕次	○
	企画政策課長	荒川 誠一	○	建設課長補佐	吉武 哲雄	○
	企画政策課長補佐	沖松 勝彦	○	上下水道課長	鬼塚 拓夫	○
	財政課長	伊津野 博子	○	上下水道課長補佐	中神 啓介	○
	財政課長補佐	中村 光成	○	農業委員会事務局長	橋本 英樹	○
	会計管理者	土肥 克也	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第12号）

日程第 1	認定第 1号	令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑)
日程第 2	議案第25号	令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について (提案理由の説明及び質疑)
日程第 3	議案第26号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (提案理由の説明及び質疑)

---

本日の会議に付した事件

日程第 1	認定第 1号	令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明及び質疑)
日程第 2	議案第25号	令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について (提案理由の説明及び質疑)
日程第 3	議案第26号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (提案理由の説明及び質疑)

---

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。日程第1、認定第1号令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。土肥会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） それでは、最初に令和4年度一般会計歳入歳出決算における収支について御説明いたします。127ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。令和4年度一般会計の歳入総額143億6,057万8,000円。歳出総額134億851万8,000円。歳入歳出差引き額9億5,206万円。このうち、翌年度へ繰越す財源として、継続費通次繰越額6,424万5,000円。繰越明許費繰越額1億7,761万3,000円。合計2億4,185万8,000円を繰越し、よって、実質収支額は7億1,020万2,000円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。次に、財産に関する調書について御説明いたします。次のページ、128ページをお願いいたします。このページから財産に関する調書でございます。1、公有財産の（1）土地及び建物。130ページの（2）山林につきましては、後ほど財政課から説明いたします。131ページをお願いいたします。では、（3）有価証券からの、決算年度中に増減があったもののみを御説明いたします。2枠目の（4）出資による権利の出資証券は、1億1,625万2,894円の増加となっております。これは、あさぎり町水道事業へ9,696万1,894円。あさぎり町下水道事業へ1,929万1,000円の出資を行ったものでございます。次の2、物品の3行目、普通車、軽自動車は、前年度分、廃棄分の更新。6行目、消防車両は、組織再編後の処分計画による廃棄。9行目、アーム型草払い機は、前年度廃棄分の更新。最下段の屈折検査機器は新たに購入したものでございます。次に、最下段、3 基金には、財政調整基金から奨学基金ま

で一般会計で保有している11の基金について記載しております。なお、これらの基金の決算年度末現在高の総額は、前年度末から3億6,365万5,518円増加し、100億9,502万1,184円となっております。最後に、会計課所管分の決算について御説明いたします。21ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。最上段の目2利子及び配当金は、一般会計で保有する基金の運用益金であり、預金及び債券による収益でございます。23ページをお願いいたします。上から二つ目の、目1町預金利子は、一般資金の預金利子でございます。24ページをお願いいたします。雑入になります。備考欄の下から七つ目の、各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から生命保険料等を控除する事務手数料を受入れたものでございます。続きまして、歳出を御説明いたします。30ページをお願いいたします。総務管理費の一般管理費となります。この目での、会計課所管分といたしまして、最下段の節10需用費の備考欄、消耗品費の324万7,470円のうち102万7,848円を用度管理分の事務用品購入費に。一つ飛びまして、印刷製本費は、公用封筒及び財務納付書の印刷費に支出しております。次に34ページをお願いいたします。最下段の目5会計管理費では、会計事務に係る経費を支出しております。主なものといたしましては、会計課職員の人件費のほか、次のページをお願いいたします。節11役務費及び節13使用料及び賃借料では、普通預金の入出金を管理するネットバンクサービスの使用に係る経費や各種公金の口座振替または金融機関での窓口収納に係る手数料を支出し、節18負担金補助及び交付金では、会計課窓口を設置する指定金融機関派出所職員に係る人件費負担金を支出したものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 続きまして総務課所管分を御説明いたします。歳入11ページをお願いいたします。最下段の枠で款12項1目1節1の交通安全対策特別交付金は交通事故発生件数、人口集中地区人口及び道路改良道路改良済み道路延長を指標として配分され、交通安全対策費での道路交通安全施設の設置及び管理の経費に充てたものでございます。次に15ページをお願いいたします。上の枠5行目の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6防犯対策費補助金の空き家対策事業補助金は、空家等対策計画策定に係る空家等実態調査の補助金を受入れたものでございます。次に16ページをお願いいたします。2枠目項3国庫委託金、目1、節1総務管理委託、総務管理費委託金は、自衛隊法に基づく法定受託時事業務として、自衛官の募集事務に必要な経費として交付される委託金で、広報紙への募集内容の掲載や募集事務に係る郵送料などに充てたものでございます。次に17ページをお願いいたします。1枠目款16県支出金、項1、目1、節1の派遣職員負担金は、令和3年度から人事交流として県に派遣していました職員の人件費を県から受入れたものでございます。令和5年度も引き続き新たな職員を1年目として県への人事交流派遣を継続しております。次に下の枠で項2、目1、節1の総務管理費補助金の備考欄の一つ目の権限移譲事務交付金は、11の権限移譲事務に対して交付されたものでございます。次に19ページをお願いいたします。目の欄、下から2枠目の目6、節1の消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等事業補助金は、球磨川水系の流域市町村の水害対策に要する費用に対しまして、平成27年度から熊本県が10億円の基金を財源として支援する補助金、補助率3分の2の補助金でございます。防災会議の開催や予防的避難、避難場資

機材及び備蓄物資の購入の経費に充てたものでございます。次に20ページをお願いいたします。項3、目1、節4の選挙費委託金は令和4年7月10日に行われました参議院議員通常選挙費の委託金と令和5年4月9日に行われました県議会議員一般選挙費の令和4年度分の委託金を受入れたものでございます。次に21ページをお願いいたします。下から2枠目款18寄附金、項1、目1、節1の指定寄附金の備考欄の一行目消防費寄附金は、南部森林管理所などからの寄附金を受入れたものでございます。次に23ページをお願いいたします。款21諸収入、下の枠で項4、目4、節1雑入では、備考の欄の一行目のコピー使用料から次の電話使用料、次24ページ2行目雇用保険個人負担金から、5行下の自動車重量税還付金を除いて、その二つ下、県派遣職員住宅住居借り上げ精算金までが総務課所管でございます。災害対策費用保険金は平成30年度から加入しております団体保険でありまして、災害警戒におけます避難等の発令に要した費用に対する保険金を収入したものでございます。次に26ページをお願いいたします。款22町債、項1、目1、節3庁舎建設事業債は、第2庁舎建設にかかる事業債でございます。次27ページをお願いいたします。中ほどの目6消防債、節1消防施設整備事業債は、消防詰所の新築1か所や防火水槽新設1か所、消火栓1基の整備等を行った事業債でございます。その下、節2防災基盤整備事業債は貯水機能付給水管設置事業やマンホールトイレ設置事業に係る事業債でございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出の主なものにつきまして説明をいたします。28ページをお願いいたします。まず、人件費につきまして全会計分で説明申し上げます。令和4年度の常勤職員数は特別職が2名、一般職180名、再任用職員12名でありまして、常勤職員に係る人件費の総額は14億9,799万2,456円でございます。前年度に比較しまして1,353万6,093円の減となったものでございます。主な要因といたしましては、退職者に対する新規採用職員の人件費の差というふうに分析をしております。では款1議会費から説明いたします。款1議会費は、議会運営に要した経費でございます。29ページをお願いいたします。中ほどの節17の備品購入費は、自動体外式除細動器AEDを更新購入したものでございます。次に款2総務費、項1、目1一般管理費では、行政区に関する経費や町長、総務課職員の人件費、また職員の研修や福祉事業、入札契約及び本庁の渉外的経費を支出したものでございます。節1報酬の4行目、第三者調査委員会調査委員報酬は、3回開催されました調査委員会委員の報酬でございます。31ページをお願いいたします。中段の節12委託料、備考の欄の中ほどの区長業務委託料は、53地区の区長との業務委託料を支出したものでございます。次32ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金は郡町村会負担金や区の運営助成金、派遣、県派遣職員負担金等を支出しております。2枠目の目2文書管理費では文書、例規及び情報管理に関する経費を支出したものでありまして、文書発送のための配達職員3名の報酬等の人件費、次の33ページ、配達職員によることの出来ない文書の郵送料、例規を管理するための例規データベース並びに官報ネット等、使用料を支出したものでございます。次に35ページをお願いいたします。目6財産管理費では、総務課所管分は主に庁舎の維持管理等に係る経費に対し、支出したものでございます。主なものでは節10需用費の電気料や修繕料、その下、節11役務費では、電話料などを支出しています。次の36ページ、節12委託料は総務課分としましては、主に本庁舎等の維持管理委託料でございます。次に40ページをお願いいたします。目9支所費は、4支

所の運営に要した経常経費を支出したものでございます。その下、目10公平委員会費は地方公務員法に基づき、本庁の公平委員会事務を熊本県人事委員会に委託する委託料を支出したものでございます。その下、目11交通安全対策費では、節12委託料で交通指導員53名の業務委託料、それから節14工事請負費では道路の区画線等を設置し、歳入で説明しました交通安全対策特別交付金を充当したものでございます。次に41ページをお願いいたします。目12防犯対策費では防犯灯の管理及び設置並びに防犯カメラの管理に係る経費、また節12委託料では空き家実態調査及び空き家対策基本計画策定委託料を支出したものでございます。次の目13諸費では、備考欄に記載する各負担金を支出したものでございます。節25寄附金のウクライナ非難民支援義援金は、町村会を通じまして義援金として支出したものでございます。次に45ページをお願いいたします。中ほどの目21庁舎建設費は、第2庁舎建設に係る経費を支出したものでございます。節12委託料では、第2庁舎建設のための実施設計の委託料などを支出したものでございます。その下節14工事請負費は、第2庁舎建設工事請負費、継続費でございます。節21補償補填及び賠償金の補償費は、NTT線の移転補償費等を支出、NTT線移転補償費としまして支出したものでございます。次に50ページをお願いいたします。項4選挙費の目1選挙管理委員会費は、委員会運営のため毎年度経常的に支出する経費でございます。次の目2選挙啓発費につきましても毎年度経常的に支出するものでございます。その下の目3参議院議員通常選挙費は、令和4年7月10日に行われました参議院総選挙に係る費用を支出したものでございます。次に51ページをお願いいたします。下のほうで目4県議会議員、一般選挙費は、令和5年4月9日に行われました県議会議員選挙に係る経費を支出したものでございます。球磨郡選挙区は定数2で無投票でございました。次に、52ページをお願いいたします。目5町長選挙費は令和4年度から令和5年度へ委託料を繰越したものでございます。次に53ページをお願いいたします。中ほどの項6監査委員費は監査委員会の運営経費を支出したものでございます。次に大きく飛びますが101ページをお願いいたします。款8消防費、項1目1の消防総務費では、備考欄に記載します各負担金を支出したものであります。その下目2非常備消防費では、団長以下591名の消防団に対する報酬並びに機能別団員55名を含む消防水防活動の出動及び、訓練に参加した延べ3,252名分に対する出動手当や担当職員の時間外勤務手当、消防団員の被服等装備品、消防用及び消火栓用ホースの購入と消防団活動に要する経費を支出したものでございます。次102ページをお願いいたします。節17備品購入費では、消火用ホースや、消火用ホース格納箱や消防用ホースなどの購入を行ったものでございます。次に目3消防施設費では、消防詰所の維持管理経費に加えまして、防火水槽を3基の解体、防火水槽1基の新設、消防詰所の新築に係る工事請負費を支出したものでございます。節18負担金補助及び交付金では、消火栓設置等に係る負担金を支出したものでございます。その下目4防災管理費では防災体制や応急対応に係る経費を支出したものでございます。球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用しまして、年次計画に基づく防災機能の整備を行ったものでありまして、次103ページの節10需用費では、防災備蓄用の飲料水や土のう袋などの消耗品などに支出したものでございます。節11役務費では災害対策に要した費用を補填する災害対策費用保険料を支出したものでございます。節13使用料及び賃借料では、防災用備品等の保管としまして、防災倉庫を借り上げ料を支出したものでござ

います。節17備品購入費では、主なものとしましては、簡易組立てベット200床、避難所用仕切りパーティション117組、防災用倉庫2基などの購入に支出したものでございます。次104ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金は上下水道課への貯水機能付給水管設置負担金やマンホールトイレ設置にかかる下水道環境耐震診断業務委託や設備設置調査設計の負担金などを支出したものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、企画政策課所管分について説明いたします。14ページをお願いいたします。歳入からです。最下段の欄、目1総務費国庫補助金、節2社会保障税番号システム整備費補助金で、15ページをお願いいたします。備考の社会保障税番号システム整備費補助金は、デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正に伴います住民記録システム改修費用について措置を国から受けるものでございます。節3地方創生推進交付金は、人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金に対しまして、交付金を充当しているものでございます。節4地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策物価高騰対策としまして、45の事業に対しまして交付金を充当しているものでございます。節5デジタル田園都市国家構想推進交付金は、テレワーク拠点整備工事費及び誘客促進のモニターツアー事業に対し、交付金を受入れたものです。節7地域脱炭素移行再エネ推進交付金は、2050年までに脱炭素社会の実現に向けた実現可能な脱炭素事業の取組計画策定に対し、交付金の交付を受けたものです。17ページをお願いいたします。下から二つ目の欄で、目1総務費県補助金、備考の上から二つ目の生活交通維持活性化総合交付金は、地方バスの運行に対する県からの補助金です。ひとつ飛びまして新型コロナウイルス感染症対策総合交付金は、感染防止対策事業に対します交付金を受入れたものです。20ページをお願いいたします。上の段、目1総務費県委託金、節1統計調査費委託金は、備考の各、各種統計調査に対します委託金を受入れたものです。最下段の欄、目1財産収入、申し訳ありません、財産貸付収入、節2その他普通財産貸付収入、備考の光ファイバー貸付収入は、本町で整備しております光ファイバー網を民間事業者に貸付けておりますので、その貸付け収入になります。21ページをお願いいたします。中ほどの欄、目2物品売払い収入ですが、このうちの100、申し訳ありません12万円につきましては、難視聴世帯に対し、地上デジタルテレビの再送信を行っており、光を映像化させる機器を一旦町で購入し、当該者の方に払下げを行っており、その機器8台の販売代金となります。二つ目の欄、目1指定寄附金、備考の下から二つ目、ふるさと寄附金ですが、3万8,873件の寄附をいただいております。前年度からいたしますと、1万4,348件、1億7,079万3,000円の増額となっております。その下、企業版ふるさと寄附金ですが、令和4年度は5社からの寄附をいただいております。22ページをお願いいたします。一つ目の欄、目3ふるさと基金繰入金、その下、目4まちひとしごと創生推進基金繰入金は、ふるさと基金企業版ふるさと寄附でいただいた寄附金について積立てたものを繰入れ、その目的に応じて支出したものです。23ページをお願いいたします。最下段の欄、目4雑入で、25ページをお願いいたします。備考の1番下、広報紙等送料は、あさぎり町を離れられた方が広報紙を購読されております。その送料をいただいております。26ページをお願いいたします。備考の1番上、広報掲載料は、広報紙への広告の掲載料を2社からいただ

いております。その下、くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、くま川鉄道再生協議会へ派遣されております職員の人件費分で、あさぎり町以外の旧市町村からの負担金になります。33ページをお願いいたします。続きまして、歳出になります。主なものについて説明いたします。中ほどの欄、目3文書広報費、節10需用費、備考の上から二つ目印刷製本費ですが、毎月発行しております広報あさぎりの印刷費になります。その下、節11役務費、備考の受講料ですが、ドローンの免許取得にかかる費用で、令和4年度は2名の職員が免許を取得しております。その下、ドローン点検手数料と機体保険料は、町が使用所有しております大型ドローン2基分の費用となります。その下、ドローン登録料は、町で所有しております5基分につきまして登録の義務が課せられましたので、その費用になります。節12委託料、備考の二つ目メール配信システム委託料は、行政情報メール配信のサービスが、終了いたしましたので新たな配信サービスの費用になります。37ページをお願いいたします。中ほどの欄、目7企画振興費、節1報酬は、まちづくり審議会2回、男女共同参画推進懇話会5回、それぞれ開催いたしましたので、会議時の委員報酬となります。38ページをお願いいたします。節7報償費、備考の報償費は、町制施行20周年記念ロゴマーク等を募集いたしましたので、その賞金等になります。その下、講師謝金は、地域活性化講演会を開催した時の講師等の謝金になります。その下、総合計画策定ワークショップ謝金は、第三次総合計画基本構想に町民の意見を反映することとして、町民ワークショップを開催しましたので、参加者の謝金になります。節12委託料、備考の総合計画作成業務委託料は、令和3年度に実施したトータルシステム診断結果に基づいたトータルシステムの構築し運用が図られる総合計画を策定するための支援業務の費用になります。その下、再エネ導入計画策定業務委託は、歳入で説明いたしました計画策定の費用になります。節18負担金補助及び交付金、備考の二つ目、地方バス運行等特別対策補助金は、路線バス運行に必要な経費に対しまして補助をしたものになります。39ページをお願いいたします。備考、上から三つ目、くま川鉄道経営安定化補助金は、安定した鉄道の運行を確保するため補助したものです。ひとつ飛びまして、スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金は、令和3年度より事業費の元利償還が始まっており、その負担金を支出したものです。一つ飛んで新型コロナ対策地域公共交通事業者支援交付金は、くま川鉄道及び町内のタクシー事業者に対し燃料の価格高騰などの影響に対し、安定的な事業ができるよう支援を行ったものです。二つ目の欄、目8電子計算費、節12委託料は、主に職員が使用しております総合行政システムの改修費用及び保守業務に関します費用になります。節13使用料及び賃借料では、職員が使用しておりますシンクライアントその他サーバー機器等の使用料、住基記録を初めとする総合行政システム及びペーパーレス会議システム使用料を支出しております。40ページをお願いいたします。節17備品購入費では、主に新型コロナウイルス感染対策としまして、会議用タブレットを新たに購入したものです。節18負担金補助及び交付金は、各種会議等の申し訳ありません、各種協議会等の負担金になります。備考の上から三つ目、自治体中間サーバープラットフォーム使用料ですが、マイナンバーの中間サーバーを利用するための負担金となります。41ページをお願いいたします。最下段の欄、目14基金費、備考のふるさと基金積立金と42ページをお願いいたします。備考の五つ目、まちひとしごと創生推進基金積立金は、ふるさと基金ふるさと寄附金企業版ふるさと寄附金と預金利子を積立てて

おります。二つ目の欄で、目15地域情報通信基盤整備推進事業費、節12委託料は、説明の光ファイバー設備保守業務委託料、地上デジタル再送信設備、IP告知放送設備、あさぎり光の遠隔保守に係ります費用となります。節14工事請負費は、難視聴世帯の地デジ再送信を行うための機器の取付け工事費用になります。節17備品購入費は、地上デジタル再送信サーバーの更新費用になります。43ページをお願いいたします。二つ目の欄、目17ふるさと寄附対策費、節7報償費は、ふるさと寄附の返礼品などの必要な費用になります。目11役務費、備考の広報料ですが、広告料ですが、3社に対しまして広告掲載を依頼した経費になります。節12委託料ですが、ふるさと寄附特産品発送業務委託料は、あさぎり商社へ寄附額の8%の手数料を支払うものです。ふるさと寄附申込み受付業務から、ワンストップ特例申請受付代行業務委託料は、ふるさと寄附の入り口となります各ポータルサイトの業務に係る費用を支出しております。最下段の欄、目18地方創生費は、主に地域プロジェクトマネージャーの人件費及び活動費になります。44ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金では、令和5年4月に設立いたしましたあさぎり地域づくり協同組合設立時の必要な費用に対しまして補助をしたものになります。二つ目の欄、目19地域おこし協力隊、節12委託料は、地域おこし協力隊2名分の人件費及び活動費をあさぎり商社に業務委託したものになります。節13使用料及び賃借料は、45ページをお願いいたします。備考の二つ目、求人マッチングサービス使用料、協力隊員を募集したときの経費になります。二つ目の欄、目20総合戦略費につきましては、総合戦略室の事務執行に必要な経費になります。46ページをお願いいたします。上の枠、目22デジタル推進費、節1報酬は、令和4年度よりデジタル社会の推進を検討する場として協議会を設立し、令和4年度は3回の会議を行っております。節7報償費は、令和3年度より継続しておりまして地域情報化アドバイザー派遣事業としまして、光基盤整備等に関し助言、協議会への参加をいただいておりますので、その費用を支出したものです。節12委託料は、旧上保健センターを保健センターの利活用としまして、テレワーク拠点施設整備に伴います施設改修の実施設計、誘客促進事業としましてモニターツアーを実施いたしました費用となります。節14工事請負費は、旧上保健センターをテレワーク拠点施設として改修いたします工事費で、第1期工事を発注し、繰越し事業として現在施工を行っているところでございます。下の枠、目23生活応援給付金給付事業費につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和4年度におきましては、物価高騰対策の一つとして2回の給付を実施しております。52ページをお願いいたします。52ページの上のほうから、53ページにかけまして、項5決算、統計調査費ですが、各種統計調査に係る経費、調査員報酬、消耗品等を支出しております。令和4年度は、目4住宅土地統計調査に係る調査区の設定、目5就業構造基本調査が実施され、必要な経費を支出しております。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。財政課所管分について説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入からです。最下段の款2地方譲与税ですが、国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものとなっております。項1地方揮発油譲与税及び項2自動車重量譲与税につきましては、市町村道の延長及び面積により案分し交付されたものです。次のペー



ジをお願いいたします。項3 地方道路譲与税は本年度、受入れはございません。次の項4 森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により交付されたものです。次の款3 利子割交付金とその下の款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金は、県に納付された額に対し、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を個人県民税の額で案分し交付されたものです。次の款6 法人事業税交付金は、本法人事業税の一部を事業者数により交付されたものです。次の款7 地方消費税交付金は、県に納付された額の2分の1に相当する額を人口及び事業所統計の事業者数により交付されたものです。次のページをお願いいたします。款8 ゴルフ場利用税交付金は、本町に所在するゴルフ場利用税の10分の7に相当する額を次の款9 環境性能割交付金は、市町村道の延長及び面積により交付されたものです。次の款10 地方特例交付金の項1 地方特例交付金は、恒久減税の影響による地方税の減収分に伴う減収補填特例交付金として、項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小事業者等への固定資産税の減税措置、軽減措置に伴う減収分の補填として交付されたものです。次の款11 地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては、令和3年度に国の補正による臨時経済対策分の追加交付が行われて増額交付となっておりますので、対前年度で1億69万7,000円の減額となっております。また特別交付税につきましては、前年度対比では、1,305万6,000円の減額となっております。次のページをお願いいたします。下段の款14 使用料及び手数料、目1 総務使用料は、旧庁舎及び行政財産の目的外使用許可に伴う行政財産使用料でございます。次20ページをお願いいたします。最下段、款17 財産収入です。項1、目1、節1 土地建物貸付収入は、普通財産の賃貸借契約に伴う貸付収入です。その下の節2 その他普通財産貸付収入、備考欄の物品貸付収入は、町で使用していない物品の貸付収入です。次のページをお願いします。ページ中ほどの項2 財産売払収入、目1、節1 土地建物売払収入は、永北団地1区画、旧須恵中学校グラウンド跡地分譲地1区画分及び未利用土地建物1件、土地1件の土地建物売払収入です。次、最下段の款19 繰入金ですが、財政調整基金からの繰入れは、結果的に行いませんでした。次のページをお願いいたします。上から五つ目、項1、目6 公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備公共施設計画事業等に係る財源等として繰入れたものです。次、目7 減債基金繰入金は、個別施設計画に基づき実施した施設整備に係る地方債償還金の財源として繰入れたものです。次に最下段、款20 繰越金は前年度繰越金並びに繰越明許及び事故繰越分です。次のページをお願いいたします。款21 諸収入、中ほどの項4、目4 雑入になります。財政課所管分としては、備考欄の上から三つ目、管内図代がございます。それから次のページ。大変失礼しました。次のページ、24ページの1番上の市町村振興協会市町村交付金は、宝くじ収益金からの交付金となります。26ページをお願いいたします。上から五つ目の予算書代から1番下の公有自動車損害共済解約返戻金までが財政課所管分となります。次に款22 町債ですが、目1 総務債、節1 臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源不足により地方債に振り分け、振り替られるもので、その下の節2 総務施設除却事業債の備考欄上段の総務施設除却事業債は、旧須恵庁舎解体工事並びに旧岡原庁舎、旧岡原給食センター及び旧上庁舎解体調査設計業務委託の財源として、下段の総務施設事業除却事業債繰越明許分につきましては、旧岡原中学校解体業務の財源として合併特例債を借入れたものです。続きまして、歳出になります。33ページをお願いいたします。まず総務費の目4 財政管理費です

が、次のページをお願いいたします。節12委託料で、公会計に係る財務書類の作成支援業務及び固定資産台帳のデータ作成支援業務の委託料を支出しております。次のページをお願いします。目6財産管理費、節10需用費ですが、財政課所管分としましては、旧庁舎及びその他普通財産の維持管理費また公用車一括管理に伴う経費を支出しております。節11役務費です。下から三つ目、登記手数料は、椿坂教職員住宅、西の迫工業団地及び旧岡原教職員住宅に係る分筆登記の際の手数料です。次のページをお願いいたします。節12委託料です。上から六つ目、設計委託料のうち3,300万円を旧岡原庁舎及び旧岡原給食センター解体の設計業務として、下から五つ目、不動産鑑定委託料につきましては、旧岡原中学校及び椿坂教職員住宅跡地に係る不動産鑑定委託料として支出しております。また下から三つ目、調査委託料は、旧岡原庁舎及び旧上庁舎解体工事のアスベスト調査、調査費並びに電気工作物低濃度PCB分析業務として支出しております。次のページをお願いします。次に節14工事請負費ですが、決算額のうち3,702万6,000円が、旧須恵庁舎本館解体工事及び高圧ケーブル取替え工事、5,340万円が旧岡原庁舎等解体工事分などとなっています。なお岡原庁舎等解体工事分8,014万につきましては、翌年度に繰り越すこととしています。節17備品購入費は、公用車の購入になります。次41ページをお願いします。下段の目14基金費の積立金ですが、次のページをお願いします。備考欄の一行目、公共施設整備基金積立金は基金の運用収入と土地売払い収入を積立てたものです。その下の財政調整基金積立金は、運用収入と前年度繰越金の2分の1に相当する額の積立てによるものです。一つ飛んで四つ目の減債基金積立金は基金の運用収入と今後の公債費の償還の財源を積立てたものです。次125ページをお願いいたします。款11公債費になりますが、目1元金及び目2利子につきましては、長期債に伴う元利償還金となります。その下の款12予備費ですが、予算額800万円に対して592万5,000円の予備費充当を行っております。以上で歳出の説明を終わります。最後に財産に関する調書につきまして説明いたします。128ページをお願いいたします。まず行政財産になります。決算年度中に増減があったものについて説明いたします。左側の土地について、公営住宅の335.81平方メートルの減は、永北団地の用途廃止による普通財産への移動。公園の減は、深田地区体育館及び八幡児童公園の用途廃止による普通財産への移動。その他の施設の減は、旧岡原庁舎、旧須恵庁舎、岡留公園花ハウス等の用途廃止による普通財産への移動によるものです。次に建物です。まず木造につきましては、消防施設につきまして59平米の増となっておりますが、これは屯所消防詰所の新築によるものです。公営住宅の9平米の減につきましては、竹野団地の解体に伴う普通財産への移動等による減を、その他の施設の25平米増は、椿坂教職員住宅の土地の令和4年度計上漏れを今回錯誤として追加したことに、追加したこと等による増です。次に非木造です。その他の施設で2,887平米の減となっております。旧岡原庁舎、旧須恵庁舎本館及び外書庫等の用途廃止等による普通財産への移動による減でございます。次のページをお願いします。普通財産になります。まず土地につきまして、雑種地2,608平米の増ですが、これは行政財産から普通財産に移動した岡留公園花ハウスの増によるものです。宅地1万4,351平米の増ですが、これは行政財産から普通財産に移動した旧岡原庁舎、旧須恵庁舎、岡原教職員住宅等の増によるものです。次に建物の木造56平米の増となっておりますが、これは行政財産から普通財産に移動した旧岡原教職員住宅の増や旧深田中学校体

育館プール付属室棟解体による減によるものです。また非木造で宅地、失礼しました、非木造で56平米の増となっておりますが、これは行政財産から普通財産に移動した旧岡原庁舎の増や旧深田中学校教室棟の解体による減によるものです。次のページをお願いいたします。1 枠目、土地及び建物の表が行政財産と普通財産を合計した総括表となっております。2 枠目、山林でございます。面積の増減はございません。立木の推定蓄積量につきましては、森林簿の面積により材積を算出しており、所有林が6,399立方メートルの増、分収林が51立方メートルの増となっております。次のページをお願いいたします。上から4 枠目2 物品のうち上から3 番目の普通車、軽自動車ですが、令和3 年度末に建設課のトラックの入替えを行い、新しい車が令和4 年度に納車されたためプラス1 台となっているものです。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明の途中ですけれども、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで財政課より訂正の説明がございますので、伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。すいません、先ほど説明した内容に一部修正、訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。36ページをお願いいたします。財産管理費のうち、節12委託料の中で間違いがございました。上から六つ目、設計委託料の856万3,500円のうち先ほど3,300万円をと申し上げましたけれども、330万円を旧岡原庁舎及び旧岡原給食センター解体の設計業務として支出しておりますので訂正いたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい農業委員会所管分につきまして歳入から説明いたします。14ページをお願いいたします。目の上から3段目、目4農林水産手数料、節1農業手数料、備考2段目の耕作証明等手数料は、1件当たりの証明料300円、73件分の収入になります。18ページをお願いします。目の最下段、目4農林水産事業費県補助金、節1農業委員会県費補助金、備考1段目の農業委員会交付金は、農業委員会が行う農地法などに定められた事務に要する経費の財源として交付されたもので、農業委員への手当、職員の人件費に充てております。2段目の機構集積支援事業補助金は、担い手への農地集積集約化を支援するために交付されたもので、農地の利用状況調査や農地の権利移動等の状況把握等を行う会計年度職員の報酬、手当、農業委員の職員の研修費等に充てております。3段目の農地利用最適化交付金は、農業委員が農地利用最適化に向けた活動に対して交付されたもので農業委員報酬の能率給分に充てております。4段目の国有農地管理処分事業事務取扱交付金は、町内にある国有農地等の管理及び処分に関する事業に対して交付されたもので、需用費に充てております。19ページをお願いします。備考1段目の農地集積集約化対策事業補助金と2段目の令和3年度より繰越した同補助金は、農業委員が農地等の情報収集や農地所有者の意向等を把握するためのタブレットの導入経費として交付

されたもので、26台のタブレットの備品購入費に充てております。23ページをお願いします。目の上から8段目、目2農林水産費受託事業収入、節1農業委員会受託事業収入、備考1段目の農業者年金受託事業収入は、農業者年金基金からの委託を受け、農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されたもので、主に職員の人件費に充てております。備考2段目の農業公社受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け農地売買等業務を行う市町村に対して実績により交付されたものです。節2農業費受託事業収入、備考の農地中間管理機構受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け農地を貸したい農家と借りたい農家との中間管理業務を行う市町村に対し交付されたもので、業務を行う会計年度職員の報酬及び手当に充てております。24ページをお願いします。雑入の備考、下から6段目の情報活動交付金は、全国農業新聞の普及活動のために交付されたものです。次に歳出を説明します。76ページをお願いします。職員の人件費に係る分については説明を省略させていただきます。下段の目1農業委員会費、節1報酬、備考1段目の農業委員報酬は、農業委員26人分の年報酬分になります。2段目の会計年度任用職員報酬と次ページの節3職員手当等、備考下から2段目の会計年度任用職員期末手当、節4共済費の会計年度任用職員共済組合負担金と社会保険料は、会計年度任用職員2名分に係るものになります。2名の会計年度任用職員におかれては、農地の相談受付業務をはじめ土地利用状況調査、農地パトロール等の資料作成や調査後の集計また農地中間管理事業等の事務補助を行っていただいております。節8旅費の費用弁償は、農業委員会総会や農地売買契約の立会い、11月の農地パトロール等における費用弁償になります。節11役務費の1段目、通信運搬費は、農業員用タブレット26台の通信料、3段目遊休農地調査手数料は、8月農地利用状況調査時の農業委員への調査手数料になります。節12の委託料の1段目、農地台帳システム保守委託料は、台帳システムの保守委託料。農地情報公開システム更新委託料は、全国一元的なクラウドシステムである農地情報公開システムに町が所有する農地データを更新するための委託料になります。節13使用料及び賃借料の1段目、ソフトウェア使用料は、農業員用タブレット26台のソフトウェア使用料、2段目の農政業務支援システム使用料は、農地の地図情報システムクラウドソフトの使用料、3段目の農地台帳システム使用料は、農家台帳システムの賃借の使用料になります。節17備品購入費は、農業委員のタブレット26台の購入費になります。78ページをお願いします。目2農業者年金事務委託事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり農業者年金基金から委託を受けて行っている事業に対する人件費等が主な支出となりますが、節10需用費の印刷製本費では、6月と12月の年2回農業委員会だよりを発行しております。以上で農業委員会分の令和4年度決算における説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは農林振興課所管分の説明を申し上げます。歳入になります。12ページをお願いいたします。上段の枠、目1農林水産事業費分担金になります。節1農業費分担金の町営土地改良事業受益者分担金につきましては、須恵上代地区揚水ポンプの更新工事に係る浜の上水利組合の分担金となります。次の節2農地等災害復旧費分担金は、令和2年7月豪雨災害において令和4年度に竣工した農家負担5件分を受入れたものです。次に最下段の目4農林水産使用料、13ページをお願いいたします。最上段の農業施設使用料ですが、農林

振興課で管理しております4施設と葉草加工場の使用料となっております。次のページをお願いいたします。目4農林水産手数料、節1農業手数料の農業振興地域証明手数料は37件分の手数料となっております。また、節2林業手数料は、町有林への入山申請をされた49件分の入山手数料となっております。16ページをお願いいたします。目5災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の農地等災害復旧費補助金は、令和4年災査定設計委託料に対するものとなります。次の林業施設災害復旧費補助金は、令和4年災査定設計委託料及び1件の工事費に対する分を受入れたものです。また次の林業施設災害復旧費補助金繰越明許は、令和3年度から繰越した工事分を受入れたものです。また林業施設災害復旧費補助金事故繰越分は、令和2年度から繰越した工事分を受入れたものです。またその下の農地等災害復旧費補助金は、令和2年度から繰越した農地及び農業用施設分を受入れたものです。18ページをお願いいたします。最下段、目4農林水産事業費県補助金になります。次のページをお願いいたします。上段の節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金は、11件分となります。また中山間地域等直接支払い推進費推進費補助金は、中山間の事務費分の補助金となります。次の中山間地域等直接支払交付金は、交付金支払い額の国県分4分の3を受入れたものです。次の農業次世代人材投資事業補助金は、個人5名、夫婦4件の合計13名が対象となっているところです。次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、町地域農業再生協議会へ交付した経営所得安定対策に係る事務補助分補助金となります。次の多面的支払い機能、多面的機能支払制度推進費補助金は、多面的機能の事務費分の補助金になります。また多面的機能支払交付金につきましては、交付金支払い額の国県分4分の3を受入れたものです。次の環境保全型農業直接支払推進費補助金は、事務費分の補助金となります。次の環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組とあわせて、緑肥の作付、堆肥の施用、有機農業等のいずれかを行う取組に対する国県分4分の3の交付金となります。次の水田産地化総合推進事業費補助金は、主食用米生産状況の把握や米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策の調整などの事務費事務補助金となります。また土地利用型農業支援事業補助金は、麦における土地利用型で中山間地域において支援される中山間地域等組織化支援における1団体分を受入れたものになります。次の農業農村整備事業推進交付金は、清水地区排水路改修工事を繰越しておりますが令和4年度分を受入れたものです。次の農業制度資金保証料助成費補助金は、新型コロナウイルス対策緊急支援資金として、農家が借入れた資金に対し県からの保証料補助金を受入れたものです。次の葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業費補助金は、葉たばこの廃作農地を対象とし、農地が耕作放棄されることなく新規作物の導入に対する取組で、農業用機械等リース事業として、要望があった7件分、総事業費の2分の1を受入れたものです。次の園芸特産事業者緊急支援事業費補助金は、高騰する燃油肥料、資材におけるコスト低減につながる新たな取組に必要な資材、資機材の導入を支援し所得回復に資することを目的とした事業で、人吉球磨地域の苺部会8件の農家において省エネ機械となるハウス内の循環線や自動換気装置の導入に対し、総事業費の3分の1を受入れたものです。また攻めの園芸生産対策事業費補助金は、急激な気候変動に対し作物を守る環境整備ということで町内3軒の農家の耐風性ハウス導入に対し総事業費の3分の1を受入れたものです。次の農業農村整備事業推進交付

金繰越明許は、令和3年度から繰越した吉井地区排水路改修工事及び須恵上代地区における揚水ポンプ更新事業について受入れたものになります。次の、次に、節3林業費補助金になります。有害鳥獣駆除補助金につきましては、鹿、イノシシ、猿の駆除分で、国の鳥獣被害を防止対策推進交付金と県の有害鳥獣被害対策事業補助金を受入れたものです。また造林事業補助金は、下刈り再造林、鳥獣防止施設に対する補助金となります。また間伐等森林整備促進対策事業補助金は、森林資源の充実と公益的機能の維持増進のため間伐等を推進し、県が策定した強化計画に基づき原木を安定的に供給する目的で82.23ヘクタールの間伐を実施したものに対し、繰越し分を除き受入れたものです。次のページをお願いいたします。中ほどの目2農林水産事業費県補助金、節1農業費補助委託金の国営事業継続地区推進調査委託金は、国営川辺川事業の地区推進調査費として県からの委託金を受入れたものです。次のページをお願いいたします。中ほどの目1不動産売払収入、節2その他不動産売払収入は、素材生産や分収契約益金及び補償料などの収入となります。次のページをお願いいたします。中ほどの目9林業振興基金繰入金は、林業従事者に対しあさぎり町林業振興基金を活用した事業で、林業振興基金事業補助金交付要綱に基づき林業従事者育成事業それから特用林産物施設化推進事業の申請に対し、基金を繰入れたものです。次のページをお願いいたします。最下段、目4雑入になります。次のページをお願いいたします。中ほどの薬草加工場光熱水費は、あさぎり薬草合同会社が使用する加工場の電気使用料を受入れたものです。次の環境保全型直接支払交付金返還金は、取組の重複があったため国県町分を合わせた、国県分を合わせた返還金となります。また森林組合事業奨励金は、球磨中央森林組合の町村ごとの組合利用実績により交付されるものとなります。次の緑化苗木配布事業助成金は、令和5年2月に開催した植樹祭の苗木代を人吉球磨地域緑推進協議会から受入れたものです。26ページをお願いいたします。町債で最下段、目3農林水産業債、27ページをお願いいたします。最上段の節1農業施設除却事業債は、令和5年度所管施設の解体に伴うアスベスト調査を含む、設計委託分となります。次の節2川辺川土地改良事業債は、国営川辺川総合土地改良事業が完了し、町負担分の償還金に対して借入れたものです。次の節3公有林整備事業債は、深田地区法面对策事業における設計委託に要した経費に対して借入れたものとなります。次に目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧事業債の林道施設災害復旧事業債は、令和2年7月豪雨による林道施設1か所に関する補助裏分に対するものになります。また次の繰越明許分は、令和3年度から実施をした8か所分に対する補助裏分となります。41ページをお願いいたします。最下段、目14基金費になります。42ページをお願いいたします。上から6行目の林業振興基金積立金及び次の森林環境譲与税積立金は、それぞれ基金運用利子を積立てたものです。今ただいま、歳出を説明中です。44ページをお願いいたします。目19地域おこし協力隊費ですが、全体予算の一部について令和元年12月から活動、支援センターで活動していただいていた1名分につきまして、任期を令和4年12月8日をもって退任を迎えておりますが、45ページにかけまして、次のページにかけまして人件費と活動経費となります。78ページをお願いいたします。下段の目3農業総務費です。ここには職員の人件費や各種負担金を計上しておりますが、節18負担金補助及び交付金につきましては、農業振興を図るための県郡市における協会等の負担金となっております。次のページをお願いいたします。目4農業振興費です。節12委託料の農業経営診断委託料

は、経営管理向上セミナーの開催8回、農業簿記セミナー8回、経営分析伴走型1件、総括提言書一式などの経費ということになります。次の節17備品購入費は、令和3年度からの繰越事業で、支援センターへ貸付けしたアーム型草払い機となります。次の節18負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興連絡協議会負担金につきましては、町農業振興のためJAと連携を図ったものとなります。次の制度資金利子補給費補助金につきましては、11件の農家の方が対象となったものです。次の農業共済掛金補助金は、871件の農家へ助成を実施したところです。また次の有機農業推進補助金につきましては、有機センターの堆肥購入と土壌分析の補助金で3分の1の支援をしております11団体へ助成をしたところです。次の農業振興事業補助金につきましては、町単独の農業施設機械整備補助金として34件1,816万1,000円分と町独自の農業後継者育成支援給付金として24名の1,656万2,000円。また大豆の作付に係る種子代とライスセンター利用料の2分の1を助成した大豆生産部会への支援となります。次の獣害対策事業補助金につきましては、電気柵等の設置に対する補助金で3件の申請でありました。次の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規就農者への補助金として合計13名が対象となっております。次の農業支援センター運営費負担金は、産業活性化基金事業基金等を活用し、農業支援センターの運営費としたものです。次のページをお願いいたします。次の農業制度資金保証料助成費補助金につきましては、歳入で説明をいたしましたので省略をいたします。また次の葉たばこ作付転換円滑化緊急対策支援事業、それから園芸特産事業者緊急支援事業費補助金、それから攻めの園芸生産対策事業補助金の3事業につきましても、歳入で説明を申し上げましたので省略をしたいと思います。次の肥料価格高騰対策事業支援金は、国県の支援金と合わせ町の支援15%以内を99件農家に対し支出したものです。なお、これにつきましては、令和4年秋肥分でありまして春肥分につきましては本年度に繰越しをして支援するものです。次の施設園芸燃油等価格高騰対策支援金は、燃油高騰の影響を特に受けた施設園芸農家に対し、作物ごとにハウス面積に応じて支援をしたものとなります。次の農業振興事業補助金繰越分は、令和3年度から繰越した上地区環境負荷低減型葉たばこ乾燥室整備事業で支援したものです。次に目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節1の報酬は、総合農政協議会の委員への報酬となります。次に節18負担金補助及び交付金の認定農業者協議会への補助金で、会員235名で活動されているところです。上段の認定農業者女性の会につきましては、次の認定農業者女性の会につきましては、会員46名での運営となっているところです。次に目6農業後継者育成指導費となります。節7報償費及び節10需用費と節11役務費につきましては、令和2年度から実施したあさ中農業体験ラボの経費に要したものとなります。次の節12学童農園委託料ですが、学童農園につきましては、JA壮青年部へそれぞれの小学校校区ごとに委託をしているものとなります。また、次の節13使用料及び賃借料の学童農園借上料はその土地の借り上げ料ということになります。次のページをお願いいたします。節8水田農業確立対策事業費ですが、報酬、節1報酬と節9旅費の水田営農推進協議会委員報酬、費用弁償につきましては、全体会を開催した分と水田現地確認等の経費となっております。次に節18負担金補助及び交付金の地域農業再生協議会補助金は、歳入で経営所得安定対策推進事業費補助金として受入れたものを協議会へ事務費として支出しているものです。次の土地利用型農業支援事業補助金は、歳入で説明をいたしました1件の団体から



麦の収穫を行う普通コンバインの導入に対し、県の補助金を支出したものです。次の目9農業施設管理費の節10需用費と節11役務費につきましては、農林振興課で管理をしております農業用施設15か所、それから農村公園12ヶ所と薬草加工場の経費ということになります。次に節12委託料ですが、トイレ清掃委託料から清掃委託料。それから6行目の除草清掃委託料につきましては、町内の農業施設や農村公園の管理委託料となります。また5段目の設計委託料につきましては、所管施設の除却に伴う設計委託料となります。次の樹木伐採委託料は、台風14号で被災した上畜産センター内の大型樹木の伐採委託になります。次の農産加工センター指定管理委託料は、ふるさと振興社へお願いしているものです。次の天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を守る会へ、除草や植栽作業などを委託したものです。次のページをお願いいたします。岡原農産物加工処理施設指定管理委託料は、岡原やっつろ会へ指定管理としてお願いしているものです。次の冷蔵庫等保守点検業務委託料は、あさぎり町農産加工センターに設置した冷凍ユニットの保守業務委託料となります。次のアスベスト調査委託料は所管施設の除却に伴うアスベストの調査委託料です。また木柵撤去委託料は、台風14号で被災した農産加工センターの屋根部分に設置された木柵の撤去を行ったものとなります。次の工事監理委託料は、定住促進センター改修工事を繰越しておりますがそれに伴う管理委託となります。次の節13使用料及び賃借料は、土地借上料分、委託料の土地借上料は、天子の水公園の土地賃借料となります。次の節14工事請負費は、所管施設の6か所分の工事経費となります。次の繰越した工事委託費、工事請負費につきましては、定住センター改修工事分となります。次に節15原材料費は、天子の水公園管理内に移植したツツジの苗となります。また節17備品購入費は、農産加工センター内の豆乳製造機の更新とやっつろ館にAED機器を整備したものとなります。続きまして目10畜産事業費になります。節18負担金補助及び交付金で、2行目の畜産振興協会補助金につきましては、町の畜産協会への助成金となります。次のページをお願いいたします。上段の畜産振興事業補助金につきましては、優良家畜導入保留事業に775万円、悪臭や害虫対策などの環境対策費として108万6,000円、ヘルパー事業として129万7,000円等を支出したものです。次の家畜伝染病防疫対策補助金は資材分として交付をしたものです。次の畜産経営継続支援金は、配合飼料の高騰により経営、経営が逼迫している畜産経営体に対し、畜種ごと支援をしたものとなります。次の目12農業振興地域整備促進事業費につきましては、開催した農業振興地域整備促進協議会に関する報酬費用弁償ということになります。次に目13中山間地域等直接支払制度事業費です。節1報酬と節8旅費で、中山間地域等直接支払制度推進協議会委員の会議及び現地確認に伴う報酬及び費用弁償を計上しておりますが、現地確認を含め年間3回開催したものです。また節18負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1を支出し、協定に基づき40集落へ支出したものです。次に目14多面的機能支払制度事業費です。節18負担金補助及び交付金で多面的機能支払い交付金、農地維持資源向上共同と資源向上長寿命化の交付金につきましては、全64組織分をあさぎり町広域協定で取りまとめて事業を行うもので、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を支出、合わせて支出をするものです。次のページをお願いいたします。上段の現地確認支援システム負担金は、土地改良団体連合会のモデル事業として平成29年度から農地の確認をタブレット端末により行っ



ているものに対する負担金です。次の目15環境保全型農業直接支払制度事業費は、歳入で説明をしました化学肥料等を低減する取組に対して交付されるものとして、10件の活動に対し交付したものです。次の節22償還金利子及び割引料の返還金については、取組におけるメニューについて重複するものがあったため、国県分を合わせて返還したものとなります。次に目16農地費になります。節10需用費の修繕料は、主に台風14号で被災した排水路や集水桝、農道等の農業用施設における29か所分の修繕となります。次の節12委託料は、団体営事業となる清水地区排水路改修等にかかる土改連への設計委託料となります。次に節13使用料及び賃借料は、用排水路における土砂撤去や法面封土の除去に係る機械借り上げ料48件分となります。次に節14の工事請負費ですが、清水地区における団体事業に係る工事前払金となります。また繰越明許分につきましては、吉井地区排水路改修と須恵上代地区揚水ポンプ更新工事分となります。次に節15原材料費につきましては、被災箇所等の修繕に対し材料、要した材料代となります。次に節18負担金補助及び交付金です。土地改良事業団体連合会負担金につきましては、一般特別農道台帳管理の各賦課金の合計になります。また土地改良区負担金は、令和2年7月豪雨を受け各土地改良区と分担契約を結んでおりますが、それに基づき負担金を支出したものです。次に熊本県農業農村整備事業推進交付金ですが、百太郎溝土地改良区が取り組んだ改修工事で、対象事業費の20%を負担したものです。次に田んぼダム協力支援事業助成金は、対象農家6件、6件分への助成金となります。次のページをお願いします。また県営土地改良事業負担金につきましては清願寺ダムから農業用導水管等修繕工事に伴う県営事業負担金となります。次に目17川辺川総合土地改良事業費です。まず節7報償費ですが、国営川辺川土地改良事業における地区実証展示圃場の調査費となります。次の節18負担金補助及び交付金ですが、川辺川土地改良区運営費運営補助金につきましては、関係6町村で負担しているものになります。また国営造成団地畑地かんがい緊急対策補助金につきましては、造成団地の井戸ポンプ電気料の補助をしたものです。また国営川辺川土地改良町及び農家負担金につきましては、事業の完了に伴い負担金の9割を余納金として納付したものです。86ページをお願いいたします。林業費になります。目1、下段の目1林業総務費は主に人件費、町有林の管理業務委託料と林業関係の団体負担金を計上したものになります。次のページをお願いいたします。節12委託料の町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合へ町有林の監視や維持管理などを委託しておりますが9名が従事されているものです。次の出生祝い用木製贈答品制作委託料は、森林環境譲与税を財源として事業を実施、製作を作成したもの、また木製額縁制作委託料は、金婚式夫婦表彰時賞状の額縁製作になります。次の節13使用料及び賃借料は、町有林アクセスのため皆越地区八ヶ峰の作業用作業、作業道用地借上料となります。次の節18負担金補助及び交付金は、各種協議会への会費や負担金となっております。下から2行目の緑の少年団補助金につきましては、上小学校、岡原小学校、須恵小学校の3校分となります。次の球磨中央林業活性化協議会負担金は、平成30年度から令和2年度までの3年間、スマート林業構築実践事業を管内4町村と森林組合等で組織し管内の森林について航空レーザー測量を実施し解析を行い、伐採や作業道開設の省力化や需要のマッチングなどによる流通システムの簡素化によってコストダウンを図るために、関係町村と森林組合で負担しながら引き続き協議会の運営を行っているものです。次に、目2林業振興費となります。節18負担

金補助及び交付金の椎茸生産事業補助金は、種駒購入に対して事業費の2分の1の補助をしておりますが、4軒の農家へ交付したものです。次の林業活性化協議会負担金は、林業木材産業の活性化を推進するため熊本県伝統工芸館で手仕事展を行い、種工芸のつくり手の意欲向上とあさぎり町のPRを図ったものです。次の特用林産物施設化推進事業補助金は、特用加工流通安定生産施設整備のために2軒の林業者の方へウッドチップの導入や施設整備に対し補助を行ったものです。また林業従事者育成促進事業補助金は、林業従事者が個人で使用するチェーンソーや刈り払い機の林業機械を導入する経費について2分の1以内で支援をするもので、2軒の林業従事者へ交付したものです。次の森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、荒廃が進む竹林の保全管理や資源を活用するための活動組織に対して支援されるもので、あさぎり町放置竹林再生協議会に対し、国県の補助とあわせて町の支援を行ったものです。次の目3公有林整備事業費です。節11役務費の組合手数料は、森林組合への素材生産造林委託料の5%となっております。次のページをお願いいたします。市場手数料は、素材生産収入の6%と極積料となっております。次の森林保険料は、町有林387.25ヘクタール分の掛金となります。次の節12委託料の測量設計委託料は、深田内山地区法面保護対策に係るものとなります。次の素材生産委託料は、間伐7件を森林組合へ運搬、販売を委託したものです。次の造林委託料は、同様に間伐、下刈り、人工造林、鳥獣害防止ネットを森林組合へ委託したものです。次の節15原材料費は、歳入で説明した植樹祭で使用した苗木代になります。次の節16公有財産購入費は、深田地区荒茂の分収林を買上げたものです。次に目4林道維持費、節10需用費の修繕料は、林道施設である林道路肩の排水路、路肩や排水路等の比較的軽微なものの修繕4か所行ったものです。次の節13使用料及び賃借料の機械借上料は、各林道の法面、路面補修、清掃等で使用を機械を、清掃等で機械をリースしたもので台風14号による影響で、影響など被災したものに対し37件の機械の借り上げを行ったものです。次の節15原材料費は、修繕や補修工事に付随する大型土のうや横断工などになります。次に、目5町獣害被害防止事業費になります。節11役務費の保険料は、実施体が設置する罫に対する保険料となります。また節18負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に5隊ある捕獲隊へ運営補助金として各隊10万円を補助したものです。次の有害鳥獣被害防止対策協議会補助金につきましては、協議会の運営費、わな等の購入や若手狩猟者育成促進事業として、箱罫くくりわなの研修や講座及びジビエ教室などを実施したものです。また有害鳥獣捕獲補助金ですが令和4年度の実績としまして鹿928頭、イノシシ268頭、サル12頭、カラス54羽、アナグマ47頭を捕獲しております。次のページをお願いします。目1水産業総務費で球磨川漁協稚魚放流事業委託料は、球磨川漁協の協力のもと毎年実施をしているものであさぎり町内の上地区の3河川と岡原、須恵地区の3河川、合計6ヶ所にヤマメの稚魚3万6,000匹を放流したものです。次に124ページをお願いいたします。災害復旧費になります。下段の目1の農地等災害復旧費の節12委託料は、台風14号により被災したものに対し土改連へ委託したものです。節14工事請負費につきましては、令和2年度で被災した分を単独事業で実施した1件の工事分またその下事故線越分につきましては、令和2年度で被災した10か所分の工事費となります。次の目2林業施設災害復旧費の節12委託料につきましては、4件分の設計委託料となります。次の節14の工事請負費につきましては、上段が現年度で実施している1

か所分の工事と2段目繰越し分は7本分の工事、また最下段、事故繰越分は、1か所分の工事請負費分となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） はい、説明の途中でございますが、ここで休憩をいたします。午後は13時30分より再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは商工観光課所管分について御説明を申し上げます。12ページをお願いします。歳入です。款13分担金及び負担金、項2分担金、目3商工観光費負担金、ふるさと市町村圏事業負担金につきましては、ふるさと市町村圏基金分の広域行政組合からの分配金になります。次、款14使用料及び手数料です。次のページをお願いします。最上段、目5商工施設使用料につきましてはポッポ館及びJAくま免田支所分を計上しております。21ページをお願いします。続きまして款19繰入金です。次のページをお願いします。目5産業活性化基金繰入金です。充当先は、農業支援センター運営費と商工業振興補助金になります。続きまして、雑入です。24ページをお願いします。商工観光課所管としましては備考欄、下から12番目の商工コミュニティセンター電気料、くま川鉄道とJA分を受入れておるものです。その下人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金につきましては、令和3年度にあさぎり町からの派遣職員分として負担金を受入れたものです。続きまして27ページをお願いします。目4商工すいません、商工観光債、節1販路拡大事業債につきましてはあさぎり商社での販売、販路拡大事業への財源として借入れたものでございます。42ページをお願いします。歳出になります。主なものについて説明いたします。基金費積立金になります。表、備考欄最上段から3段目の産業活性化基金積立金につきましては、基金利子を積立てたものでございます。89ページをお願いします。款6商工観光費、項1商工費、目1商工総務費、節12委託料です。土地鑑定委託料につきましてはポッポ館前の民地の鑑定委託料を行ったものでございます。学生応援プロジェクトにつきましてはコロナ禍による大学生などの生活応援として実施したものでございます。4年度の申請件数は104件でございました。その下、くま川鉄道沿線等基金構想委託料は昨年度実施しましたあさぎり駅周辺整備基本構想策定の委託料になります。節16公有財産購入費につきましては事情により、今年、令和5年度に繰越しとしました。節11役務費の登記手数料5万3,000円につきましても繰越しとしております。節18負担金補助及び交付金です。主なものとして商工会への補助金と、次のページをお願いいたします。備考欄上から3段目、店舗改装事業につきましては、新築が3件、改装が5件の計8件の実績を計上しております。その下、住宅リフォーム等補助金実績につきましては、新築が9件、リフォームが56件、計65件でございました。一つ飛びまして地域イベント等補助金につきましては花菖蒲祭り、ウィンターイベントフェスティバル、ひな祭り結婚対策イベントへの補助となります。その下販路開拓強化事業補助金につきましては歳入で説明いたしましたあさぎり商社への販路拡大事業への補助とし

て支出しております。一つ飛びまして消費生活相談業務負担金につきましては協定先の人吉市役所に支出をしております。次のおまけつき商品券発行事業補助金につきましては10%のプレミアム分として商工会に支出しております。その下、商工業振興補助金につきましては78件に交付をしております。続いて新型コロナウイルス感染症関連商工業制度資金利子補給金につきましては50件の申請がございました。続き、次の新型コロナウイルス感染拡大防止飲食店等時間短要請協力負担金につきましては、第六波時における熊本県要請総額の10%の町負担金を、町負担金になります。続きまして、目2 商工施設費、節10 需用費、電気料につきましてはポッポ一館商店街街路灯、駐車場中央広場の街灯分になります。修繕料の主なものとしましてはポッポ一館、アーケード街アーケード屋根の破損による修理を行っております。節12 委託料につきましては、施設管理委託料につきましてはポッポ一館の夜間休日の施設管理をシルバー人材センターへ委託しているものでございます。以下はそれぞれポッポ一館に付随する委託となっております。次のページをお願いします。節17 備品購入費の主なものとしましては会議用パーティーション、外国語翻訳機となります。続いて項2、目1 観光費、節10 需用費でございますが備考欄、印刷製本費につきましてはパンフレット増加分です。電気料につきましては幸福駅、薬師さん、谷水薬師、秋時観音の外灯になります。修繕料の主なものとしましては、ビハ公園キャンプ場の水道施設及び送水管修理、麓城登山道の一部破損による修理などになります。節11 役務費の備考欄広告料につきましては高速道路サービスエリアのリーフレット等に広告依頼をしております。廃棄物処理手数料につきましては黒田ハウス撤去に伴う手数料となります。害虫駆除手数料につきましてはビハ公園ライン出来ておりましたスズメ蜂の巣と蜂の駆除になります。続きまして節12 委託料の主なものとしましては、備考欄おかどめ幸福駅売店指定管理委託料のほか、各施設の浄化槽の管理、次のページをお願いします。上からそれぞれの施設等の周辺の除草及び管理委託、その中で樹木特殊伐採委託料につきましては、谷水薬師参道本道周辺、登山道入り口、周辺の高木の枝落ち防止の特殊伐採を委託したものでございます。ビハ公園の樹木剪定委託料につきましては、公園内の大きくなり過ぎた紅松の枝の剪定を行ったものでございます。節17 備品購入費の主なものとしましては、キャンプ場管理等への防犯カメラセットの購入になります。節18 負担金補助及び交付金の人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は、地方創生推進交付金を充当しておるところでございます。項3 目1 定住促進費、節1 から次のページの節8 旅費、備考欄費用弁償につきましては、定住対策支援員として配置しております会計年度職員1名分となります。次のページです。節18 負担金補助及び交付金備考欄、定住、定住促進奨励補助金につきましてはあさぎり町に新たに新築または中古物件を購入された方の方を対象に交付をしております。昨年度は40歳未満の方が8件、40歳以上が3件の計11件の方に交付をしております。以上で商工観光課所管分についての説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。13ページをお願いします。歳入でございますが、目の2番目、目6 土木使用料、節1 住宅使用料につきましては、町営住宅使用料及び浄化槽使用料でありまして、住宅使用料の現年度分の徴収率としましては、99.6%ということになります。収入未済額1,063万742円のうち住宅使用料につきましては

は、現年度分が13件で28万6,262円。過年度分が延べ113件で1,032万2,580円となります。15ページをお願いします。目の最後、目4土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金で、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、耐震化支援事業の補助金になりますが、耐震診断6件と耐震改修工事3件に対するもので、収入未済額につきましては、令和5年度への繰越しによるものです。節2道路橋梁費補助金につきましては、歩道整備、舗装補修、橋梁補修及び自転車道整備に伴う補助金で、明許繰越では、歩道整備、舗装補修及び橋梁補修分を受入れております。収入未済額につきましては、令和5年度への繰越しによるものです。次の16ページをお願いします。節3住宅費補助金につきましては、平和団地の改修工事に伴う補助金となります。次の目5災害復旧費補助金、節2公共土木施設災害復旧事業費補助金につきましては、町道及び河川の災害復旧事業に伴う補助金でありまして、事故繰越としましては、皆越線の災害分になります。収入未済額につきましては、令和5年度への繰越しによるものです。目の下から2番目、目3土木費国庫委託金、節1土木管理費委託金につきましては、球磨川の排水樋門の管理委託金になります。19ページをお願いします。目5土木費県補助金、節1土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の補助金であります。事業完了が年度末であったことから、申請事務の手続上、6年度での受入れとなったことで、それから繰越し分もありますので未収入となっておりますのでございます。20ページをお願いします。目の2番目、目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金で、2行目の清願寺ダム管理委託金につきましては、ダム管理経費の2分の1を県から受入れております。次の目3土木費県委託金、節1河川費委託金につきましては、県管理河川の護岸の雑草処理の委託金になります。24ページをお願いします。雑入になりますが、下から10番目、10行目で、公営住宅火災共済機構住宅防火補助金につきましては、町営住宅の火災警報器の更新に伴う補助金になります。次の行の防災ダム事業負担金返還金につきましては、令和2年度の清願寺ダム防災事業の実績に伴う返還金を受入れております。次の行の熊本地震復興基金交付金過年度分につきましては、令和3年度の耐震化支援事業に対する補助金になりますが、年度末完了分につきましては申請事務の手続上から6年度での受入れとなったものです。27ページをお願いします。目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良や舗装補修事業等の財源としまして合併特例債を借入れておりますが、予算額と収入済額の差額分につきましては、令和5年度に繰越して借り入れるものとなります。次の節2河川債につきましては、町管理河川の浚渫事業の財源としまして、緊急浚渫推進事業債を借入れておりますが、予算額と収入額の差額につきましては、令和5年度に繰越して借り入れるものとなります。目8災害復旧債、節2公共土木施設災害復旧事業債につきましては、河川と道路の災害復旧に伴って借入れておりますが、予算額と収入額の差額につきましては令和5年度に繰越して借り入れるものとなります。85ページをお願いします。歳出でございしますが、目18清願寺ダム管理費につきましては、ダム管理に要する費用でありまして、主なものとしましては、次の86ページをお願いします。節12委託料で、機械設備の保守点検や清掃委託、観測業務の費用と節18負担金補助及び交付金で、清願寺ダム防災事業負担金としまして、ダム施設の更新に向けての計画策定費231万円の50%の負担金。次の清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金としまして令和2年の災害での流木と土砂の撤去事業費2億2,000万円の0.1%と令和4年の災害での

流木と土砂の撤去事業費 2,853 万円の 0.2% の負担となります。93 ページをお願いします。

目 1 土木総務費につきましては、職員給与と会計年度任用職員の報酬などのほか、次の 94 ページをお願いします。節 18 負担金補助及び交付金につきまして耐震化支援事業の補助金であります。耐震診断 6 件と耐震改修工事 5 件が行われておりまして、そのうち耐震改修工事 2 件分が翌年度への繰越しとなっております。次の目 2 環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働に伴う支出でございますが、17 地区で 21 件の事業が実施されまして、生活環境の改善に取り組んでいただいております。主な支出としましては、節 13 使用料及び賃借料で、道路整備や支障木伐採に伴う機械借り上げの費用、それから節 15 原材料費で道路舗装に要する生コンやごみ収集所の改修に伴う資材費となります。次の目 1 道路橋梁総務費につきまして、節 12 委託料は、令和 3 年度に行いました道路改良等で延長や道路の幅に変更が生じた分についての道路台帳の補正を行ったものです。節 18 負担金補助及び交付金の 3 行目、県工事負担金につきましては、単県事業で実施されました国道の側溝整備と県道小枝深水線の改良に伴う負担金であります。次の 95 ページをお願いします。目 2 道路維持費につきまして、節 10 需用費の 4 行目、修繕料は、主に舗装や法面の修繕を行ったものです。節 11 役務費の 2 行目で、登記手数料につきましては道路用地における分筆登記に要したものです。節 12 委託料の道路維持委託料につきましては、除草業務などを土木業者、シルバー人材センター、農業支援センターに委託したものです。調査設計委託料につきましては、舗装路面の性状調査を行ったものです。道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員 10 名の派遣費用です。繰越し明許での設計委託料と調査設計委託料につきましては、立野線の法面对策分になります。節 13 使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、町道へ封土があったときの土砂を撤去したなどのものです。仮設材リース料につきましては、立野線で通行を確保するために敷き鉄板を設置しているものです。次の 96 ページをお願いします。節 14 工事請負費につきましては、補助事業としまして、舗装補修、橋梁補修や自転車道の整備を行ったほか、単独の事業としまして防護柵設置や排水対策工事などを行っております。繰越し明許による工事につきましては、橋梁や舗装の補修、排水改良の工事を行っております。翌年度への繰越しとしまして、舗装補修と法面改良の工事になります。節 15 原材料費につきましては、舗装補修用合材、側溝の蓋など道路補修のための資材を購入したものです。節 16 公有財産購入費につきましては、上村岡原線の改良における用地取得になります。節 17 備品購入費につきましては、道路の維持管理作業用で、刈払機 3 台の更新と夏場における作業員の休憩用で簡易テント 3 張りを購入しております。次の目 3 道路新設改良費につきまして、節 12 委託料では、柳別府岡原線、鷺巣村中山本線の道路改良のための測量設計を行っております。次の 97 ページをお願いします。節 14 工事請負費につきましては、上村岡原線、薬師堂線、須恵深田線の改良工事でありまして、薬師堂線を翌年度への繰越しとしております。繰越し明許の工事につきましては、江島田頭川線、薬師堂線の改良工事であります。節 16 公有財産購入費につきましては、江島田頭川線の用地取得でありまして翌年度への繰越しとしましては、薬師堂線と今井中学校線の用地取得分になります。節 21 補償補填及び賠償金につきましては、今井中学校線の物件補償であります。次の目 4 道路改良費につきまして、節 12 委託料では、岡原免田線の工作物調査、免田中央通り線の測量設計及び建物調査を行っておりまして、繰越し明許で、岡原

免田線の調査設計と用地測量、永宮76号線の測量設計を行っております。節14工事請負費につきましても、古町永才線の歩道整備と下里永峰線の改良工事でありまして、古町永才線を翌年度に繰越しております。また岡原免田線と永宮76号線につきましても翌年度の繰越しとしております。繰越明許の工事につきましても、古町永才線の歩道整備であります。次の98ページをお願いします。節16公有財産購入費につきましても、繰越明許で黒田古町線の用地取得を行っておりますが、地権者との協議が難航した分につきましても不用額が生じております。翌年度への繰越しとしましては、黒田古町線と岡原免田線の用地取得になります。節21補償補填及び賠償金につきましても、黒田古町線の用地取得に伴う補償であります。用地取得の繰越し等を合わせて、黒田古町線と岡原免田線の補助についても翌年度への繰越しとしております。次の目1河川総務費につきましても、節12委託料で、樋管操作員委託料につきましても、球磨川の樋管19か所の管理委託であります。県河川除草委託料につきましても、県管理河川7河川の除草になります。水門操作委託料につきましても、田頭川放水路の水門の管理委託になります。節13使用料及び賃借料につきましても、堆積土砂の撤去などの機械借上料になります。次の目2河川改修費につきましても、節12委託料は、伊賀川の内水被害対策の計画策定を委託しておりますが、翌年度への繰越しとしております。節14工事請負費につきましても、町が管理しております河川の改修や浚渫になります。ほぼ繰越明許での工事でありまして現年度予算のほとんどを翌年度への繰越しとしております。次の目1公園費につきましても、岡留公園、向町親水公園、中島親水公園の管理費用であります。主なものとしましては、節10需用費の次のページになりますが、4行目の修繕料で岡留公園の遊具の修繕を行っております。次の目1住宅管理費につきましても、町営住宅の管理に要した費用となります。節10需用費の次の100ページをお願いします。上から2行目で、修繕料につきましても、住宅の壁や床、水回りの修繕などで、経年劣化により修繕を行ったものです。節11役務費の5行目で、建物災害保険料につきましても、町営住宅の火災保険の掛金であります。節12委託料の2行目で浄化槽管理委託料につきましても、4団地分の保守点検の費用であります。次の目2住宅建設費につきましても、節12委託料の設計委託料は、別府団地の改修をするための設計を行ったものです。監理委託料につきましても、平和団地、新堀之内団地の改修工事におけるものです。次の101ページをお願いします。節14工事請負費につきましても、平和団地、新堀之内団地の改修工事、それから竹野団地で2棟の解体を行っております。125ページをお願いします。目1公共土木施設災害復旧につきましても、節12委託料は、令和4年9月の台風14号により被災しました道路5か所、河川3か所の測量設計を行ったものです。節14工事請負費につきましても、令和3年発生の災害復旧で4件を予定しておりますが1件は完了しましたが、昨年の台風14号による災害の影響から残り3件を繰越しております。また令和4年発生の災害のうち応急復旧の1件と単独事業で6件を実施しまして、災害復旧事業1件を繰越しとしております。繰越明許及び事故繰越につきましても、令和2年発生の災害復旧になります。繰越明許で1件、事故繰越で7件の復旧工事を行いましても、皆越線では、昨年の台風14号の災害によりまして通行が遮断されたことで、工事が続行出来ずに完了に至らなかったことから、それぞれ不用額が生じております。以上で建設課分の諸説明を終わります。



◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは上下水道課所管分について説明いたします。まず、歳入でございます。目の下から2番目、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、備考欄の浄化槽設置交付金は、下水道区域外において合併浄化槽を設置された個人に対しまして国庫補助分について受入れたものとなります。次に18ページをお願いします。目の中ほど目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、備考欄1番上の浄化槽設置事業費補助金につきましては、先ほど説明しました国庫補助金と同様に個人が設置した合併浄化槽に対し交付する県補助金分を受入れたものとなります。次に歳出となります。69ページをお願いします。目の2番目、環境保全費になりますが、次のページをお願いします。前のページの目3環境保全費の続きで節の中ほど節18負担金補助及び交付金、備考欄の2段目、浄化槽設置整備事業費補助金は、個人で設置された合併浄化槽10基に対しトイレの改造費等の補助金を加えて交付したものです。その二つ下、合併浄化槽維持管理費補助金につきましては、下水道処理区域外の合併浄化槽設置の御家庭に対し、下水道使用料相当額と合併浄化槽維持管理費の差額を補助したもので個人が289件、公民分館7区に補助金を交付しております。76ページをお願いします。目の2枠目、目10水道費、節11役務費の給水車保険料とその下、節12委託料の給水タンク等清掃委託料、節13使用料及び賃借料の入浴施設使用料は、台風14号による14号による水道施設の被災により断水等が発生したため熊本市から給水支援を受けた際の経費となっております。また断水等の影響を受けた方へ、ヘルシーランドの無料開放をした際の費用となっております。その下目10水道費、節18負担金補助及び交付金、水道事業会計補助金は、水道事業の収益的収入の財源としまして総務省通知の公営企業繰出基準相当額と水道事業経営安定化に基づく繰り出しを行ったものでございます。その下給水支援活動費負担金は、熊本市から給水支援を受けた際の負担金となります。その下節23投資及び出資金は、水道事業会計の資本的収入の財源として主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として繰り出しを行ったものです。次に100、101ページをお願いします。目の上段、目1下水道費、節18負担金補助及び交付金、下水道事業会計補助金は、収益的収入の財源としまして主に総務省通知による公営企業繰出基準相当額を繰り出したものでございます。次の節23投資及び出資金、下水道事業会計出資金は、資本的収入の財源としまして、主に起債の償還元金や建設改良費の財源の一部として繰り出したものでございます。上下水道課所管分につきましては以上となります。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりました。追加の説明はございませんか。よろしいですか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） それでは、最初は会計課分です。質疑ありませんか。ありませんか。

◎議長（森岡 勉君） 次に、総務課分です。質疑ありませんか。8番豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい8番です。不用額、不用額調書、6ページ、消防団員の報酬についてお尋ねをいたします。1,697万1,000円の執行残がございます。理由としまして、火災、行方不明捜索等の出動が見込みより少なかったためというふうにありますけれども、予算



計画を立てられる時に、災害行方不明者等の搜索等は中々予想は難しいというふうに思いますけれども、その回数 of 根拠とですね、それから消防団員の報酬には、団長等の報酬も含まれていると思いますけれども、団長の消防団長の報酬は年額幾らなのか、2点お尋ねをいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。1点目消防団員の出動報酬の積算の根拠ということでございます。根拠といたしましては、まず火災の出動2,000円の100人掛けるの6回、それから風水害の出動につきましては、1日、時間が長いということで8,000円の340人の10日。それから、行方不明者搜索出動につきましても同じく8,000円の340人の6日間を積算、予算の根拠としては計上しているところでございます。それから、2点目の質問で消防団長の報酬ということでございましたが、消防団員の報酬につきましては、令和4年の3月の議会におきまして消防団員の処遇改善ということで、年報酬につきましては改定をお願いして、したところでございます。令和4年度の消防団団長の報酬につきましては、年額11万6,000円ということになっております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 8番、豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい、積算の根拠については中々ですね、火災とか災害あるいは行方不明の搜索ということで回数 of 予測は困難だろうというふうに思います。中々ですね、例年の実績あたりを勘案しながらという話ではあろうかというふうに思いますけれども、実は消防団長の報酬を聞きましては、前あの経験者の方と話をした時に、今話を聞き、お伺いしまして11万6,000円と。近隣の町村の消防団長の報酬も11万6,000円だという話を聞きまして。私はこれを聞いてですね、非常に責任ある仕事、命をかけてですね、する役職について、非常に報酬的には安いではなかろうかなというふうに、気がするんですよ。ただこれが、全国ベースという、他の近隣町村あたりも変わらんという話を聞いて、もうほとんど名誉職あるいはもうボランティアなんだということを非常に感じました。令和4年3月に処遇改善として消防団員の報酬が改定されたという話でありますけれども、今、先ほどの決算の説明の中で消防団員数が591名という話がありましたけれども、ここ近年の消防団員の動向あたりをちょっと教えていただいて恐らく減ってるのではなかろうかというふうに思うわけですよ。災害あたりは非常に増えている、ところがそれを担うですね、団員が数の確保等を考えればそこら付近がですね、こういったところで、直接、団員確保につながるかどうか分かりませんが、そこら辺りをどういうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。消防団員の人数ということでございますが、令和4年につきましては、585名の団員がおったわけですが、退団者が非常に多くて今年令和5年4月1日では、548名ということで、これ減っております。消防団員数につきましてもこれ全国的に見てもですね、やっぱりこうずっと減ってきている状況でございます。団員の募集等もかけてはいるんですが、なかなかこう仕事の都合であるとか、いろんな条件でですね、なかなか新入団員の確保が難しいという状況ではございます。なるべく入ってもらおうよう勧誘はしているところでございますがそういう状況でございます。それから団長の報酬につきましてもですね、先ほど11

万6,000円という話しでしたがけれども、これ球磨、人吉管内では、球磨村が1番、多くて、多くてといえますか、12万円ですね。その次に11万6,000円ということで、これ上球磨4か町村上消連の4か町村につきましては、金額も合わせたところということで団長は11万6,000円。それから、団員につきましては3万7,000円という年報酬になっております。ちなみに、人吉の団長さんは団長は9万3,500円ということで非常に本当、ボランティアに近い団長報酬というふうになっております。消防団活動につきましてはですね、日頃からいろいろ指導、災害等にも出ていただいております。今後も引き続き、そういう活動はお願いしたいということですが、団の報酬、報酬につきましてもですね、これまたここだけで決めるということがなかなか難しいということ、というふうには感じております。

◎議長（森岡 勉君） 8番、豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい、確かにですね、処遇改善だけ報酬を上げれば団員が確保できるのかというのは、なかなかつながらない、つながっていかない面もあろうかというふうにも思います。ただですね、団長報酬につきましては、確かに非常に私はどうしてあの命をかけて報酬がこれだけなのかというの分かりませんが、そこらあたりはですね、町長あたりの考えをですねちょっとお尋ねしたいんですが、近隣町村あたりも同程度の規模の報酬だということでありまして、非常に会議等あたりで消防団の幹部の方に合われる機会も多いというふうに思いますけれども、そういったところはどのようなふうに感じておられるのか、最後にお尋ねしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●総務課長（山内 悟君） はい。そうですねやはり消防団幹部の方につきましては非常にボランティア的に一生懸命町の町民の生命財産を守るために日々活動されております。そこら辺でですねやはり私のできる限りの対応は、報酬を、に關してもですけども、そういう待遇面についても充実させてあげたいところですけども、やはり上球磨消防四つの町村で構成されてますけれども、そういったところでも協議が進められると思っております。そうですね、今の幹部の方々に対しまして、そういった協議の場を持ってですね、話を進めていければと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに総務課分についての質疑ありますか。10番、永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい。10番です。ページは103ページにですね、上から何番目ですか。報償費の中に自主防災、代表者会議、謝金という項目があります。これにつきましてまずですねその代表者会議が年に何回開催されておるのか、それから自主防災組織それぞれの地区にあるわけですが、現在、その自主防災組織それぞれの地区の組織がですね、抱えている課題といえますか、大変進んでいる地区も、例えば、名前を挙げますと柳別府地区とか永山地区とかあると思っておりますけれども、そういったところのまだ、まだまだ地区によっては温度差があると思っております。そういったところの課題とかがありましたらばお伺いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。1点目の御質問、自主防災組織、連絡会議の開催の回数内容ということでございます。これ7月の令和4年7月19日ですね1回開催をしております、47名の方が出席していただいております。それから、内容につきましては防災事業の説明の講習、

それから避難行動要支援者名簿の配布等ということで会議を開催しておるところでございます。それと自主防災組織の課題ということでございますが、一応今のところ全地区と申しますか、ほぼ自主防災組織を組織していただいておりますが、それぞれ活動はしていただいておりますが、代表者の方、また地区のほうによってもですね、自分が住んでる地域が当然、いろんな危険なところもあれば、そうでもないところも、にお住まいの自主防災の方もおられますので、そこら付近の防災意識にかの取組については、それぞれまたこれ温度差というの考え方がですね、違うところもあってということで、本当こう積極的に活動されてるところもあれば、まだなかなかそういう活動が出来ていないという地区もあるという認識はしております。

◎議長（森岡 勉君） 10番、永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい。はい。おおよそその通りだと思いますけども、そういったところでですね、それぞれの自主防災組織それぞれさっきも言いました、いろいろな活動に通じて、活動についてですね、すごい先進的な自主防災組織もあると。そういったところに少しでも各自主防災組織を近づけるがためにはまた今からどういう啓発活動をやっていく、どういふ大きく言えば指導をやっていくというようなことが、していかなければいけないと思いますけどもね。ですからそういったところをもうちょっと詳しいところ、せつかく危機管理監、橋本危機管理監がおいででございまして、そこら辺りをお聞きしたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 橋本危機管理監。

●危機管理監（橋本 啓之君） 危機管理監の橋本であります。そうですね、本当に難しいですね。これがなかなか進まない理由っていうのは、私はここに来て3年たちますけど、私以上に多分皆様のほうがよく分かってらっしゃると思うんですよ。私的にこれを表現しますと、皆さんですよ、平時のなりわいとか、生活、家族ですね。これがもういっぱいなんですよ。いっぱい。危機管理と申しますか、防災と申しますか。これはプラスアルファ。プラスアルファの営みなんですよ。逆に言うと災害とか戦争とかを起きらなければ、起きらなければですね、普段の生活のことだけを一生懸命やってれば、普段の生活は何ら問題ないわけなんですよ。分かりますかね、僕が伝えようとしているところは、余裕がなければ、よっぽど余裕がある人しか、やっぱりこの平時において危機管理、防災のリーダーとしての活躍っていうのは中々僕は厳しいと思います。今言われた住んでるところっていうところは、やはりその町民の皆様の防災リーダーですね。いわゆる区長様とか自主防災の会長様っていう方たちが、やはり努力をされてるんですよ。もちろん自分の生活は日頃いっぱいなんですよ。いや町民のためにちょっと頑張ろうという方達ですね。その方が一歩前に踏み出してるか踏み出していないかの僕はただそれだけの差だと思う。じゃその踏み出したリーダーの方は何がきっかけかという、一つは、僕が知ってるのは、その地区内で孤独死が年間4回ぐらいあって、そしてそのお1人はすごく自分の区長様も親しい方だった。そういうショックですよ。やはり何で助けてあげれなかったんだろう、何で1週間も気づいてあげれなかったんだろう。このやはりその危機感というのは、平時における人間関係の希薄化なんですよ。要するに、平時における人間関係の希薄化が進んでいることがいざとなったときに救える命を救えないわけなんですよ。そういう時に、ところにやはりアンテナが立った方ですね。あるいは自分の地区内に、もう寝たきりの方がいると。家族

で一生懸命世話してるんですけど、いざとなった時に、この方はどうなるんだろうと。救い出せるんだろうかと。そういう危機感、そういうのを持たれた方っていうのが一步前を踏み出すわけですね。で、私、そういう区内に入ってやってるんですけど、防災マップの作成支援とか。今はですね、社協の方と一緒に支えあいマップそして防災マップという取組をやってるんですけど、私たちにできることはその一步を踏み出したリーダーさんをお支えすることしか出来ないんです。そのリーダーをお支えすること。なのでその一步を何とかしてですね、地区の区長様とか自主防災のリーダーの方には踏み出していただきたいなど。踏み出しさえすれば、お支えすることは、もう365日、土曜・日曜であろうが、夜であろうが、私は行ってですね、お支えする覚悟であります。はい、お答えになりましたかね。はい。以上であります。

◎議長（森岡 勉君） 10番、永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい。そういうことでですね、私どももこの前も危機管理監からお話を聞きましたけども、そういったことで、自主防災組織として言わば組織の差がないような、あさぎり町全体がですね、そういう意識のもとに立って自主防災組織を運営できることを願っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 答弁よかですか。ほかに総務課分については。1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、3点お願いいたします。19ページ。下から2枠ですかね。球磨川水系の防災減災ソフト対策等補助金。これあの以前もう1年、2年ぐらいはお尋ね、県の基金の財源だと思いますけどこれ前も2年ぐらい前お尋ねした記憶あるんですが、県が基金の割増しを、割増しというか積み増しをするような話だったというふうに聞いてますので、現在の県の基金の状況ですね、要するにこの事業というか補助が、これからあのその目減り次第でしょうけどどのくらい続くものなのかというようなことが分かりましたらお願いしたいと思います。それからもう1点がですね103ページでございまして、防災倉庫の借上料がございまして。これ現在私の記憶では3年間の一応検討期間の間に防災倉庫を借り上げてある。その中で最終的に本町の方向性というかですね、倉庫の整備をするかどうかとそういった話も、以前私どもお聞きしてるんですが、現時点でのですねその検討状況方向性がどのようになっておるかを簡単に結構でございまして、お願いしたいと思います。もう1点でございまして、これ総務課長が1番最初に全体的なお話としてされた中で、給与費関係が、退職者と新規職員さんとの差額で職員さんの給与費用総額が減っているというような趣旨のお話をされたと思いますが、逆に言いますと、予算が決算額は減っております。減っておるということでございまして、何ていうかな。影響、業務上ですね、予算上の動きとちょっと別といたしまして、日常業務の中でここ数年来の私どもの認識は、退職者、早期退職の方々が多いという表現がどうか分かりませんが、かなりおられるという認識を私は持っておるんですが、その中で結果的に日常業務的にその影響はどうかかなと。それはそれで職員の方々が今それぞれカバーされているんだと思いますが、実態としてどう感じるのか総務課長の庁内、役場内ですね、全体の体制の業務の遂行上、総務課長としての見ておられる状況をお願いできればと思います。言うまでもないんですが、最近ちょっといろいろ職員さん大変だから、大変だからこういうことがあるのかなみたいなことがちょっと正直私感じるもんですから、そういう視点でお尋ねをしたところであります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、まず1点目ですね、球磨川水系防災減災ソフト事業補助金のがこれがいつまで続くのかといいますか、状況ということでございますが、これにつきましては平成27年度から県のほうでは10年間ということですので、今のところ令和6年度までの事業ということで平成27年度から令和6年度の10年間を県のほうが基金を財源とする事業ということで、この事業、今んとこところ令和6年度までということでそれが延長になるのかどうかという話までは、今のところまだ聞いてはおりません。それと、103ページですね、はい。防災倉庫の借り上げをしております、令和4年度から借り上げしたということで今現在令和5年の2年目ということ。3年間の間にその倉庫の借り上げ、またそこをどうするかというところの検討状況ということでございましたが、検討状況としましては、県内ですね防災倉庫等につきましては、総務課内のほうで視察は行っております。まだそういう状況でして今後借り上げを続けるのか、また違う形でですね、整備していくのか。そこら付近については、また今後、検討していくということにしております。それから3点目ですね。職員が定年退職あるいは早期退職した事によりまして当然新規採用職員も、採用をしてきたところでございます。まず当然退職された方、職員につきましては、経験豊富なですね、行政上の知識等も持っておられて退職を当然されるわけですが、替わりに新規採用の職員ということで採用しておりますが、これまたすぐですね、入ってすぐから即戦力で頑張ってもらえば1番いいんですけど、なかなかこう、すぐすぐこうっていうわけにもいきませんので、そこら付近は周りの職員がですね、助けながら事務を進めておる状況でございます。新たに採用された職員につきましてもですね、研修等のほうにも行っていただいておりますので、そこで様々な研修のほうも進めておりますし、庁内、役場の中でもですね、アドバイザー制度というのも設けておりますので、なるべく周りにおる方が助けて業務に当たるようにしているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。3番目の質問中々お答えづらいというか、私ももう今その中で頑張っておられるんですが今の状況をどうこう言うつもりは全くございませんけども、ですから、あえて申し上げたいのはですからやっぱりその人事管理の中でうまく毎年ですね、新陳代謝うまくやりながら、でもその影響を極力抑えていくようなところが今後ですね、これ個人個人の考え方もありますから早期退職とは中々町として防げないってのは難しいと思うんですけどですね、その付近が若干気になりましたもんですから3点目をお尋ねしたところです。1点目だけ、ちょっと確認です。私の聞き、勘違いでなければですね、令和2年度の災害の後ですね、県のほうが基金の積み増しをしたいというようなことをこれを、確定じゃなくて、まだあの時点ではマスコミ報道だったと思うんですがそういうことを聞いた記憶、これ知事のほうが発言されたと思うんですよ。ですから私はそれがもうなされてるのかなという印象があったもんですからですね。それでちょっとお尋ねしたところですので、これすいません自分でも確認すればよかったんですが、現時点でまだ確認出来てないのかもしれないし今先ほど総務課長おっしゃったとおりなのかもしれませんが、出来ましたらちょっと確認をしていただければと思います。と申しますのはこれ、2点目の質問と絡むんですよ。こういった県のですね、対応がずっと続くんで

あればですよ、まだその防災等に関していろいろ対応が町としても財政的に援助いただける部分がありますけど、今、今こういう状況で、災害等が続きますから、自治体はやっていかななくちゃいけないんですが、やっぱり国とか県がいつまでそういったことを、今特例的にやってくれる部分があると思うんですけど、そういった部分をやっぱり考えて町の中で、財政ともう最低、最低というかも絶対やらなければいけない防災対策とですねその付近のことは、やっぱりもう永久的な視点として捉えていくべきですので、そういう視点でちょっと先ほど基金のことをお尋ねしたところですよ。それで今日でなくて結構でございますから、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、議員言われました球磨川水系防災減災ソフト対策事業については、また確認をとってですね、また今日出来ないのはまた総括のときでも説明したいというふうに思います。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時33分

再開 午後2時44分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。山口総務課長より追加説明の申出がっておりますので、これを許可いたします。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。先ほどの小谷議員の球磨川水系防災減災ソフト対策事業がこれいつまで続くのかというような御質問で、再度確認いたしました。先ほどは、令和6年度までというふうに申し上げます。再度確認したところですね。これいつまで続くかということはちょっと分からないが県のほうとしては今後も継続していく方針ということでございました。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 引き続き、総務課分についてございますか。5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） ページ102の目4防災管理費、節18負担金及び交付金の中の、町の防災士会に助成金を15万2,000円やられてます、ですよ、補助金としてですね。防災士会のほうでですね、防災士を増やすために補助金を、補助金ちゅうか受験料を出してます。今後ですね災害が増えてきますし、防災士の人員がどれだけ町の中にいるかも分かりませんので、防災士会の人間は分かりませんが、町として防災士が何人おるかちゅうのが分かれば教えてください。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

---

休憩 午後2時46分

再開 午後2時48分

◎議長（森岡 勉君） 会議を再開いたします。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。議員質問の防災士の人数ということでございますけど、ちょっと資料を持ち合わせておりませんのでこれまた後でですね、報告させていただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい、後ほどまた教えていただければ結構です。というのがですね防災士が、人数がちょっと少ないかなあとお思いまして将来的に災害も多くなっていますんでやっぱり知識を持った人を増やすということが必要なと私は常に思っています。ですので、できればですね、本来であれば総務課、教育委員会のほうもあって話したほうがいいんでしょうけど、中学生とか小学生の時からですね、そういう教育を受ける、免許を取れる、小学生からでも防災士を取れますんで、そういうある程度ですね、その補助的なもん、受けるところの補助とかですね、そういうのをやっぱちょっとでも増やしてですね、意識を変えていくことができますね、将来的に自主防の組織も運営できるし、ような人たちが出てきますんで、そういうことをやっていくべしではないかなと私は常に思っていますけど。今後そういうのをできれば増やしていただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、防災士会の受験に対する費用の補助についてということでございます。今年といいますか、前回の防災士会の試験の補助につきましては防災士会のほうから、ちょっと支出していただいたという経緯があるということは認識をしております、ただいま議員言われました受講に関する費用の一部補助についてもちょっと内部のほうでもですね、ちょっと検討させ、検討していきたいというふうに思います。

◎議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。前向きにですね、そういうことを考えていただいてですね、今後そういう知識を持った人をですね、増やすことによって町を守っていけるような活動ができればいいと思いますんでよろしく、あの町長に答えていただいて。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。そうですね、消防団の分団長経験者は、受講だけでも資格が取れるというような話も聞いてますし、分団長上がりの退団予定者には、是非、防災士の資格、お願いしてですね、できるだけ増やして町の防災に対する知識といいますか意識、こういったものを向上に向けて取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに総務課分については、ありませんね。

◎議長（森岡 勉君） 次に、次に企画政策課分です。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。3番難波です。企画政策課に3点お尋ねしたいと思えます。まず一つ目は33ページ、ホームページの委託料というのが118万円ほどここに出してありますけれども、例年と変わらないのかどうかですね。そして、このホームページのトップ画面とかですね、ちょっとその辺についても余り変わってないっていうのが、皆さん、町民の方の意見として私伺っておりますので、この件について。それから2点目は46ページ、これも委託料なんですけど、モニターツアーということでですね、さっき説明がございました。これ227万円ほどの金額になっておりますが、このモニターツアーに参加された企業そしてその期間などはどれぐらいだったかというのをお知らせください。それから3点目は、生活応援券についてですね、これは不用額調書のほうなんですけど12ページ、不用額が268万円ほど出ております。私

の一般質問のときでもちょっとお尋ねをしたわけですが、1.8%ぐらいの残ということで、事業所からの換金率がですね、98.94%と聞いております。この換金忘れとか、そういう換金されなかった業者、これは第1回目からですねずっとあったのか、この3点についてお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。それでは1点目の御質問ですけれども、ホームページに係る費用です。これにつきましては、管理業務委託というところになります。ですのでトップページが変わったりとか、そういったことではなくホームページをですね、健全にといいますか、運営していただくためにですね、その辺りの管理をしていただいている業務になります。費用につきましては、大体例年同様の額だとは思っております。それから三つ目の生活応援券の換金の件ですけれども、これにつきましても、やはり第1回目からですね、業者の方がですね、換金に来られなかったというところはあるかとは思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 沖松課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） ただいま難波議員のほうからですね、二つ目の御質問が上がりましたテレワーク拠点のモニターツアーのですね、参加された企業さんということでひとつには株式会社博報堂さん、それから有限会社監査法人のトーマツさん、それから日本たばこ産業株式会社さん、富士通株式会社さん、そして最後に株式会社スノーピークさんなどが参加をされております。期間についてなんですけれども、モニターツアーは5回開催をしております、基本原則としては、2泊3日の行程を組んでおりましたが、一部3泊4日の行程で受入れをしたケースもあったようです。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ホームページの件は健全な管理ということで言われてましたけれども、そのトップ画面とかの変更とかそういうのは、企画政策課では、関知はされていないということなんですかね。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はいホームページのですね、更新といいますか、につきましては、一応ですね、今年度更新をするというところで着手しようかというところで考えておるところです。予算につきましても、こちらはですね、いただいておりますので、はい、これにつきましては、また最新のですね、トップ画面とか、そういったところを参考に更新をさせていただきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、よく分かりました。いろんな町、近隣町村のですね、トップ画面と比べてみましたらやはり少し質素といいますか、画面もですねちょっと寂しい感じがずっとしておりましたので、ぜひともですね、先端に行くような、ぱっと目を引くあさぎり町のトップ画面をお願いしたいと思います。それからモニターツアーにつきましては大企業からの5回のモニターツアーということでですね、3泊4日もしてくださって、恐らく町の全容とか割りと理解されたと思うんですけれどもそういうところの感想といいますか、モニターツアーをされ



た結果ですね、そういうものが報告されてあれば、そこまで報告をお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 沖松課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） はい。今回のですね、モニターツアーの業務に関する報告書が、委託を受けた一般社団法人ドットリバーからですね、提出をいただいております。今回参加いただきました19名の皆様方からアンケートを聴取してございまして、今回のワーケーションを通して、快適に過ごせたと思うことがあれば教えてくださいということで質問を上げておりますが、その中では、やはりただの滞在ではなく行政をはじめ地域住民との交流機会があったことがうれしかったと。今回11月3日からモニターツアーをスタートしてございまして、この日は白髪神社の大祭がある日でございましたので、その白髪神社の祭りのイベントや地域の行事に触れたことが非常に印象深かったという回答がっております。またりゅうきんかの里っていうところにも宿泊をいただいております、そこでは、料理体験をですね、参加された方々と一緒に料理を作って、地元の食材を使って、食べたことが非常に印象深かったというような感想もいただいております。あるいは、今回ですね、この改善したほうがいい点として挙げられた点をちょっと申し上げたいと思いますが、あさぎり町と近隣の市町村との連携が出来たらもっと楽しいもの、すばらしいものになるのではないかなというふうな意見をいただいております。今回このテレワーク拠点といいますのも、人吉球磨地域がやはりワーケーション、特に仕事をしながら地域の文化や歴史、観光、いろいろなものを体験する、そういった機会に広げていくことが重要であるということで、やはりこの横の連携ですね、ここをしっかりと取り組んでいく必要があるということ認識させられたところでございます。以上簡単ですけども、アンケートの結果の報告とさせていただきます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに企画政策課分については。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、2点ほどお伺いしたいと思います。1点は33ページの役務費でドローン関連の予算が決算が出ておりますけどこの運用の実績はどれぐらいであったのか。それからあさぎり町内においても農業関係でドローンの機数が増えておりますけど、やはり今後の活用策としてですね、民間との連携協定をなど組んで、この運用の今後の将来に向けてですね、いろんな模索は出来ないかと思うんですけどそれについて、ドローンについては2点でございまして。それから次はページ38ページの中央と負担金補助及び交付金でございまして、中央バス運行等特別対策補助金が約2,700万。それから次のページにくま川鉄道経営安定化補助金1,900万とあります。これはもう毎年このように公共交通関係のこれは負担金等がもう連続してありますけど、球磨、人吉球磨においてですねこの南北じゃなくて、東西に2本の公共交通が通っているわけで、中々バスにおいても乗車額はかなり少ないものだと思いますけど、分かればその辺のバスの利用者数とかですね、教えていただきたいんですけど。今後のやはり人吉球磨公共交通についてどういう方向でいくのかなと、このままずっとこのような2本くま川鉄道とこのバス関係のこういう負担金を出し続けていっていいものかというふうに非常に思うわけですけど、その協議について今どのような段階なのか、以上をお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。まず1点目のですねドローンの運用実績になりますが、

こちらについては、ちょっと手元に手元にですね、資料を持ってきておりませんので後で回答させていただきます。それから民間との連携ですけれども、こちらにつきましては、一応ですね町所有分につきましては、行方不明者の捜索などあと災害が起きた時のですね、入れないところに対しまして状況写真の撮るなどですね、そういったところで活用しているところがございます。こちらについてですね、あと小見田議員が言われたとおりですね、農業分野との連携とかということにつきましてはちょっと今のところはですね考えていないというかですね、ところでございます。それから公共事業のですね負担金につきましては、毎年同額もしくはやはり物価高騰、利用者の激減、このあたりでですね、若干料金が上がってきているところではあるところでございます。バスですね、利用者数につきましては、こちらにつきまして町内を通るバス、これについてどこで乗車されたか、どこで降車されたかということにつきましては、こちらのほうでは把握をしておりませんのでバス業者のほうに依頼して、これがですね、出るのかということもですね、確認させていただければと思います。昨年でしたか多分この付近についてもですね、答弁させていただいたと思うんですけど、なかなかですね、乗車の乗降の人数ですね、これについては、なかなか把握が難しいということでは、前回お話をしたところだとは思っております。以上になります。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ドローンの件なんですけど今ドローンの活用方法というのはもういろいろな見回りから電線の点検とかですね、それからゆくゆくは荷物を運ぶとかいうことも展開中でございますので、いずれデジタル化してきた場合に、そういうやつを使う場合には、必ずしも町が保有しなくても民間が持っているドローンもですね、多分農業散布だけの時しか使わないのでほとんどオフの時代、時間帯もかなりあると思うんですよ。そういうのをうまく活用して、よりあさぎり町内で住み心地のいいようなドローンを活用した町をつくるのであればそういう町と民間とのドローン保有者、所有者とのそういう連携協定みたいのを組んで、将来に向けた人の活用策を模索するのもこの機会かなと今思っております。それから公共交通関係なんですけど、やはり1番欲しがってるのは東西よりも南北ですよ。やっぱ南北で国道に出てくることに對して、今後免許等の返還をした場合に、それぞれ乗用車で乗ってこられる人はいいんですけど、高齢者あたりに対してデマンドもありますけどそういうのはこれはあさぎり町に限ったことじゃなくてですね、球磨人吉全体にこういう問題あるならば、そこでやっぱりもう協議を進めていって、もう計画を練る時期に来てるのではなからうかと思うんです。もう早過ぎはしないと思うんですけど、だからそういうテーブルがありましたらそういう話を進めていただいて、ずっとこれを出していけばそれでいいのかということを非常にもうずっと思っていました。疑問に思っていましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 中野審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい、1点目についてお答えさせていただきます。まさにドローンの活用につきましては、小見田議員おっしゃったように、目視での点検のかわりにドローンのカメラでちょっと離れたところを点検しに行くですとか、実際物を運んだりですとか、そういった事例っていうものが、今ちらほらと、ある種その実証実験的な形で出てきているとい

うところは私も承知しているところです。ただ一方で今ちょっと実証実験的にと申しましたとおり、まだまだちょっとその課題を探し出しているような状況でございますのでそういったスペースがですねある程度確立されてきた段階で、また我が町でも小見田議員おっしゃったような方法というところもその選択肢の一つとして考えていくというところは現時点で否定するものではないですし、私としてもそういった未来が、本町に訪れることを期待しているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい、2点目の公共交通につきましてですけれども、くま川鉄道につきましてはですね、令和7年度中には全線再開ということで、今、橋梁の付け替えということで進んでおりますけれども、やはりバスにつきましてはですね、やはり隣接町村の対応の状況もありますけれども、デマンド交通等の整備等も進めばですね、それは当然、地方バスの在り方も随分変わってくると思うんですけれども、今の段階では、くま川鉄道もまだ道半ばということで、そして水上村あたりにつきましては、鉄道も行かない状況でありますので、今の段階では地方バスを存続するという形で進めておりますけれども今後につきましては、そういった財政負担もありますので、関係市町村で協議を進めていかなければならないと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 公共交通機関の問題についてはですね、確かにおっしゃるようにあさぎり町がほとんどバスを見た時に乗車客ちょっと我々も見ますけど、非常に少ないんですけどやはりこれが通らないと水上の前の人たち、湯前はあれですけど水上は非常に不便なということで協力してやっておりますけど、やはりもう今後の公共交通機関にここで私がこういうのもなんですけど、各町村だけの事情だけなかなかもうそういうことで、もうバス、これはバスをですね、走らせなければならないんですけど、やはり全体的に考えたときに水上村はもうそのデマンドでも、やっぱりもうちょっとこう密にやるとかいろんな具体的なことをですね、もう出し合って、もう話し合っただけ効率のいいような財源の使い方を模索されることを町長にお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。そうですね。やはり横の町村との連携が必要だと思っております、そういったところは十分協議しながら進めていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに、企画政策課分については。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。3点お伺いいたしますページの33ページ、広報紙が出版されておりますけれども担当者の方々が努力されて非常に表紙の写真というのは、私は興味を持って楽しみにしておりますが、フルカラーで全て作っていただいております。読みやすい、見やすい、そのように私は思って高く評価をいたしておりますが、これがフルカラーでなくて中を1色か2色かでした場合、町民の評価というのがどのようになるか想像はいかがでしょうかね。どういう評価が上がるかということをお伺いしたい。それから41ページのふるさと納税基金、ここにつきましては、現在多額の寄附金があります。基金としてあるわけですが、税収としてですね、パーセント、いよいよ今年の10月から国の指導で税収を50%にしろという

ふうには指示があつてると思いますが、現在うちの町は寄附額のどれだけが税収として確保されているのか。それ%はじけば出てくると思いますが、それとあわせていよいよもって馬肉が対象外となった場合は、非常に納税額が減少するのではなからうかというふうに心配しておりますが、このあたりはどのような対策をもって変わらぬ税収の確保に努めようとしておられるのかどうか。もう1点。これは令和4年度の前町長の所信表明ですね、施政方針です。その中にありますが、これはゼロカーボンシティ宣言に向けてというふうになっておりまして、令和4年度は再エネの最大限の導入の計画づくり及び人材、地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業実施計画書、略称名あさぎり町再エネ導入戦略を策定します。予算としては、1,000万。そういうような説明が施政方針で示されましたが、前回の全協で、この脱炭素の問題につきまして説明がありました。この農業、畜産業の力をフル活用した農村地域脱炭素モデル。これのただ示されましたが、これのことを指しておられるのでしょうか。名前が全く違うので分かりませんので、御説明いただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。まず1点目のですね広報紙につきましては、大変高い評価をいただきましてありがとうございます。この件につきまして現在ですね基本的に2色刷りで配布を行っているところです。特集記事そういったところについてをフルカラーというところで行っておりまして、現在のところですね、これにつきましていろいろ悪いとかですね、とかっていうことは聞いておりませんので、読みやすいものになっているのかなというふうに思っているところでございます。それからふるさと納税の税収50%ということですが、ちょっと手元のほうに資料を持ってきておりませんので、こちらのほうにつきましては後で答弁させていただければと思っております。それから馬刺しにかわる新たな返礼品ということでございます。現在ですね、担当課におきましては今ちょっと力を入れようかというところですね牛タン辺りをですね、今回ちょっと力を入れていこうかなというところで今動いているところでございます。それから、ゼロカーボンシティの宣言に伴うですね実施計画書であります。前回ですね説明いたしましたとおり、50ページほどのものがですね、基本的に策定の資料といえますか、国のですね、補助金を取りに行くときの資料として今作っているところでございます。本来のですね、作成した計画につきましては、まだですね多分、議会のほうにはお示し出来ていないと思います。これにつきましてはページがですねやはりちょっとかなりボリュームがありますので、こちらにつきましてもPDFあたりでですね、掲載をさせていただければというふうに思っているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。広報紙につきましては、はい一部は2色刷りの部分も中に入ってますね。これは連絡、部分についてがほとんど2色刷りのようではありますが。あとは写真等についてはフルカラーであります。非常に読みやすいわけではありますが、1点確認といえますかね、議会だよりも一生懸命読んでいただけるように努力をいたしております。表紙だけはフルカラーで、うちは予算がないもんですからやっておりますが、やっぱり町民の皆さん方に読んでいただくには写真をですねやっぱりいろんなところに枚数を増やして、もう写真を見るだけで

どんな内容かっていうのが分かるような形にやっぱりしていかにゃいかんなど。もう全てを文字を読んでっていうのは、もう今からは流行らんと私は思ってるんで、そのためにはですねやっぱり議会だよりのフルカラーも検討しなければ、せっかくやっぱりお金を費やして出すのに読んでもらわなかったら意味がなくなってしまうわけで、これはもう議会町の広報紙も一緒だと思うんです。その辺りはですね、やっぱり議会だよりの中身もしっかり精査をいただいて、どういう形のほうが読んでいただけるものかなということも執行部もやっぱり考えていただけんかなというふうに思います。やっぱり申し上げたように写真等については、白黒よりはカラーのほうがやっぱりしっかりと脳裏に結びついて残りますんで、配慮をお願いしたいなというふうに思います。はい。そして今言われたこのふるさと納税については後でまた報告があると思いますが、本当に地域の特産品を作っていないと納税は伸びらないだろうと私は思うんですね。そのためにはやっぱりいろんな町だけでなくして、町には町の関連のあるんですが、やはりどういうものができるか外部からもそういう知識人、やっぱりフォローしていただけるアドバイザー、あさぎり町の特産品を使ってこういうものが出来ないかというようなアドバイザーをいただける人たちがおられると思うんですね。やっぱりなかなかこの内で検討しようたって、難しいものがあります。その辺もやっぱりしっかりと検討いただいて、一つでも二つでもあさぎり町の特産品が出てきて納税に寄附金に増にですね、結びつくようにやっていただきたいというふうに思いますんでお願いをしておきます。もう1点今、最初のゼロカーボンの宣言、これは別もんだというふうに私は今聞こえたんですけども別もんだですかね。確認したい。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。1点目のですね広報紙につきましては、広報紙のですね、議会だよりの、このあたりで密にですね、連携をとらせていただきまして両方のですね広報紙だよりのほうがですね、見ていただけるような工夫を行っていただければと思っております。それから、ふるさと納税の外部からの人材のフォローというところで、このあたりにつきましてもですね、まだまだあさぎり町の特産品、このあたりのですね、魅力がなかなか発信出来ていないというところがございますので、その辺りもですね、踏まえまして今後あさぎり町の特産品としてですね、あさぎり町産の農産物等こちらがですね、活用できるように努力をしていきたいと思っております。それから脱炭素のですね、計画につきましては、溝口議員がおっしゃるとおりですね、お示ししたものと実際の計画というものはですね、また別になっておりますので、この付近につきましても、先ほど申しましたとおり計画をですね、サイドブックスあたりに掲載させていただければというふうに思っております。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。この脱炭素のことについてはですね、まだ次の議会に予算処置をされるであろうと思いますが、それまでに十分な検証をして中身の精査をしなければならぬんですが、これをずーっと見させていただきまして、文言はですね、非常にいいんですけども合意済みの部分がたくさんあります。この計画をするのに相手方ともう合意してますってというような内容がいっぱい出てきます。本当にそこまでなってるんかなというのが、今回、また今から協議の中で確認していかなきゃいかんわけですけども、全く私どもはそういう情報は得

ておりませんし、農業委員会あるいは区長会、区長会には説明があった、農業委員会にも1回あった、しましたっていうような説明が1回あったんですけども、ところが農業委員の皆さん方の話を聞くと中々理解をしてもらえない、もらってない。これは私どもと同じような感覚じゃないのかなど。そういう中でもう合意に向けて進めて今年から取りかかりますよ、畜産の問題についても屋根につけますよと。非常にそういう話で書いてあるんですけども、こういう計画が、後でもし出来ない場合は、町とすればどんな責任取られるんだらうかって、補助金が今年もかなりの金額が交付されるわけですね。しかしその交付される金額が、何に使われるのかも全くは我々は聞かされておらず、まずはですね、家の屋根に今年は付けますというようなところが出発されているんですけども、民間施設にも次に入ってきます。これも全て合意済みですと。商業施設もそういうふうに合意済みです。書いてあります。これ本当に信用していいのか。はい、確認してこの件についてはまた全協等でですね、あとまた集中審議をしていかなきゃいかんと思うんですけども、今答えられるだけでも結構ですのでお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、今回のですね脱炭素先行地域ですね、ことにつきまして、農業委員会また議会の皆様にですね、説明が不足してるというところでは認識をしているところがございます。これにつきましても1回、2回ですね、説明では多分説明不足だと思いますので、これにつきましては、あらゆる場でですね説明できる場面がありましたら、説明をさせていただきたいというふうに思っております。また、合意形成の部分につきましては、今年度予定しております民間へのですね、太陽光パネルの設置、蓄電池の設置につきましては、現在ですね6件だったと思います。と思いますが、そこにつきましてはもう合意がとれているというところになっております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに企画政策課分で関連で。町長。

●町長（北口 俊朗君） はい、今の脱炭素の件につきましてはですね、あくまでも事業主体は、あさぎりエネルギーという企業でありまして、町は交付金の受入れをして、そのまんまあさぎりエネルギーに出すというような仕組みになっておりまして、あさぎりエネルギーと協賛企業が脱炭素先行地域に環境省のほうで認定されたという事業になっております。ですから、あくまでも事業主体はあさぎりエネルギーということです。

◎議長（森岡 勉君） ほかに企画政策分で。なければ次は、財政課分です。質疑ありませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、一つお伺いいたします。ページは128ページの財産に関する調書でございます。この中に公有財産が上がっておりますが、前回ちょっと私もお尋ねしておりましたけど用悪排水路といいますか、町内に排水が通っておりますけど財産の所有はどこなのか、そしてそれが128ページにあります公有財産の中のどの項目に入っているのかということが1点でございます。それからこの町がですね、新公会計制度に基づいて財務書類を公表しておりますけど、その中における中身を財産関係にですね、この財産に関する調書と今新しいほうはですね固定資産台帳を作成しておりますけど、この整合を図るために両台帳において資産番号等を共有してリンクしてそしてその整合を図っているのか、その2点を伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。まず1点目の排水路がこの財産に関する調書に入っているかというお尋ねなんですけれども、こちらは土地については入っておりますけれども、排水路については入っていないという状況でございます。財産台帳上入っていないということになります。

◎議長（森岡 勉君） 中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） すいません私のほうから公有財産台帳と固定資産台帳の簡単な違いについて御説明をさせていただきたいと思っております。財産台帳の基にあるに公有財産台帳につきまして、まず管理の目的というのが財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理をするために公有財産がございます。次に固定資産台帳につきましては、管理の目的が会計と連動した現物管理というところでまず違いがあるところがございます。次に対象資産の範囲ですけれども、公有財産台帳につきましては、建物、土地、備品等が中心ですが、道路そして今申し上げた水路等のインフラにつきましては、対象となっていないところがございます。固定資産台帳上の対象範囲につきましては、全ての資産が対象になるということになっております。そのほかいろいろ違いがありますが大きな違いとしては、減価償却については公有財産についてはありませんが、固定資産台帳についてはあるというふうなところが大きな違いでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ということは既存の会計で使っていた公有財産台帳と今の新公会計に基づいた財務書類を作成するために使う固定資産台帳の財産の金額は違ってるということで理解してよろしいんでしょうか。さっきおっしゃいましたの排水路の用悪水路というのは土地だけのことを用悪水路というような表現をするらしいんですけど、それは確かに町のものとして入っているというようなお答えだったと思うんですけど、その上にある工作物であるU字溝に関しては、どこの所有でそれは何で財産に上げられていないのか、あげてあるのはどこの例えば土地改良区に上がっているのか、どこにも上がってないのか、それはもう相当なこの前も一般質問でお聞きしてんですけど、相当な国としては何十兆という投資をしてある事業なんですけどその財産の区分がどこなのか。それがまだ不明なんですけどその辺はいかがでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） はい。すいません先ほどの問いで一つ答えをちょっと漏らしておりましたが、先ほど言いましたとおり固有財産台帳と固定資産台帳の違いがありますのでリンクはしておりません。番号等でリンクをさせたり金額が小見田議員が言われるようにですね考え方が違いますので、そういったところで違いがございます。そういった中で固定資産台帳につきましては、前回ですね以前お答えしているとおり土地につきましてはですね用悪水路のあさぎり町分については、固定資産台帳上に計上しております。工作物につきましては、これも再度の説明になりますが、この公会計ですね、を進めるに当たって基になるのがスタートする際の開始固定資産台帳というのがまずそれを作る必要があります。それからどんどん更新をかけていくわけですが、この開始固定資産台帳、平成28年度に作成した際にですね、もともとなかったものゼロからですね、固定資産台帳をつくり上げていく事からですね、その当時、取得年度であっ

たり価格であったりそういったものが全てにおいて把握が出来ませんでした。そういったことでそういったものがないならですね、いつまでたっても公会計制度がスタート出来ませんのでこの開始固定資産台帳の整備に当たっては、そういうものについては、ある程度簡便的な計算によって簿価を算定してよいということでスタートしているわけです。そういった中であさぎり町の開始固定資産台帳においてはですね、水路につきましてが、そういった簡易的な手法でですね、予算算定を試みたんですが台帳とか現地、現状確認できる数量ですね延長であったりとか、そういったものがなかったものですから、その簡便、簡易的な算定も出来なかったということで、これにつきましては、今後整備していく部分ですね、それについて確実に固定資産台帳に搭載することによって精度を向上していくしかないというところで、それ以後ですね、整備した分については、正しい数値を計上しているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） そもそも何を言いたいかと申しますと、我々も農業してます。そして防災上この排水路ですね、の機能というのは非常に大事なものということはおもう認識しておりますけど、要は所有はどこにあるのか、財産としてカウントしないならば、所有者としての更新の責任義務もないのかなと思いつつも、やはり今後、今、多分布設後40年から50年経っても耐用年数をはるかに超えておりますけどまだ使える利用年数でございます。だから将来的にあと10年20年した時に、更新を徐々にしていく場合に、今既存でありますならば農業農村整備事業といいますかね、そういうのがあって行われる場合に関しても国が半分出す、で県が20何%。町がやっぱ14、5%で、受益者が7%が5%が今の事例のようでございますので、いずれその町負担のそういう整備事業の負担財源の多分キャッシュアウト、キャッシュ、キャッシュがですね流出するようなことも想定しておく必要があると思うんですけど、財政課としましてはその辺のところまだその計画がないとしても、そういうもうかなりの金額ということは、我々も想定しますがそれについての危機感といいますかね、今の表面上見ると別に来年再来年ちゅうわけじゃないですけど、そのようなところで財産を管理していく場合に、まだ町の財産でないとおっしゃるけどその下の土地自体はもう財産になってて、悪用、悪用水路ですかね悪用水路に関しては、町のものであるということで、認めておられるならば多分延長距離というのも、多分金額にはカウントされなくても延長距離は大体もう把握されておられるものと思うんですけど、それに対して将来のそういうキャッシュアウトフローの増大ですね、そういうことも考えたときの財政の見通し財政計画については、どう考えるか、それについてのお考えを伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） はい。小見田議員が今おっしゃられたことがまさしく公会計ですね、官庁会計に複式簿記を導入する意義でございます。そういったことでセグメント分析とかですね。今後そういったことで各施設ごとにそういった財務書類をつくってですね、将来の財政負担というのを明らかにしていくということが大きな目的でありますけれども、今、申し上げたとおりですね、そういったことで今、そういった制度に移りかわっているところです。資産量も相当というふうに思いますが、今回仮にですね、固定資産台帳上にそれが計上されていたとし



てもですね、簡便な計算だったものですから、総量としてはこれぐらいあって今言われたもう耐用年数が過ぎてますとか、あともう10年出来ますとか、それで割ったときにおおよそこれぐらいだよねというふうなそういう感覚的なものの参考資料にはなったと思いますけれども、これは財政見通しに反映するかということについてはやはり情報がまだ不足するかなと思います。先ほど申されたとおり、事業主体で財源も変わりますし、どこからやっていくのかまた現地調査してその劣化度辺りを調査して長寿命化するかもしれませんし、敷設替えするかもしれませんし。そういったところでそういった情報がですねまだ今のところ得られませんので、次の整備に関してはやはり個別のマネジメント、ストックマネジメント計画を立てて、その状況が見えてこない財政のシミュレーションあたりというのは非常に難しいと考えております。ただその先ですね、さらにその先、30年50年先についてはやはりそういったものを順次正しく固定資産台帳に計上していきますので、そういった多角的分析が出来ていくものと考えているところです。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに財政課については。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。130ページ、今回総括表で山林についての蓄積立木ですねこれも出てきました。去年はありませんでしたが出てきました。はい、少しずつは公会計に向けての台帳が少しずつ整備出来てるかなというふうに思いますが、要は、ここで申し上げたいのがこの立米単価が単価じゃなくて立米が出ておりますが、この材積は、いろんなものがありますよね。桧であり杉であり、雑であったり。これはどこからの数値が出てきたんでありましようか、まずは第1点お伺いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい、立木の推定蓄積量の算出方法ということでお尋ねになったかと思うんですけども、こちらがですね、これ県が取りまとめている森林簿の面積をもとに面積を集計している町の森林経営計画のエクセルの関数により材積を算出しております、実績、実測値ではないということをございます。こちらはですね、森林法の5条森林分のみしかこちらではちょっと把握が出来ませんので、そちらを計上しているところをございます。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。そうですね、昔はですね、昔っていったら合併前は、これは合併してからもそうでありましたが、財産区はほとんどやっぱり輪番別に調査をして、材積を、積算をしておりました。多分その部分については、元の財産ですね上地区の財産区については私は整備が出来てたんじゃないのかなと、実数実測ですよ。私はそう思うんですが、今回の増減がありますが、これは去年、令和4年度も間伐あるいは皆伐それぞれされておると思いますが、その上においてこれだけの立米が増加しているということは、私が想像するには、間伐、皆伐以上に年輪がですね、1年1年これは材積は、大きくなるわけですから、そのままをほったらかしとって。そういう部分での計算なのかどうかというのがちょっと分かりませんが、どのような算定根拠でこれが出てきたんでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。繰り返しにはなりますけれども、臨床班ごとに輪齢も輪

齢と面積を集計しているということになりますので、議員おっしゃられたとおり輪齢が上がりますと当然材積は上がるということで、そちらの分は計算に含まれているというふうに思います。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 固定資産台帳に、当然これはなるわけでありましたが今後の貸借対照表をつくっていく上においては金額が出てくるわけでありましたが、これに対しての金額等については、これは県の森林経営へのほうからこのようにしなさいと計算方法はこのようにしなさいというような、あるいは指示があつてのりでしょうか。あるいはまた市場単価で計算をして、価格を出すということになるのか、その辺りはいかがでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

---

休憩 午後3時43分

再開 午後3時45分

◎議長（森岡 勉君） 会議を再開いたします。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 固定資産台帳上の立木の価格と、の取扱いということですが、立木がですね、経過年数により価値が高まるということになりますので、6年に1回再評価をするということになっております。こちらにつきましては、国税庁の定める森林の立木の表、標準価格表の令和3年度で再評価を行っております。

◎議長（森岡 勉君） はい、ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後3時46分

再開 午後3時55分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。財政課長から追加答弁の申出がっておりますので、これを許可いたします。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい、先ほど溝口議員からの御質問に対して不足がありましたので、追加で御説明をさせていただきます。先ほどの立木の立木の簿価が幾らかというところなんですけれども、固定資産台帳上の最新の令和3年度決算分の立木の簿価ですけれども、8億5,935万4,337円ということで、補足して説明をさせていただきます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに財政課分についてございますか。はい。次、次は農業委員会分です。質疑ありますか。ありませんか。

◎議長（森岡 勉君） それでは、農林振興課分に移りたいと思います。御質疑ありませんか。ありませんか。ありませんね。

◎議長（森岡 勉君） では次に、商工観光課分。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。3番難波です。商工観光課には92ページ、谷水薬師の委託料についてお尋ねをします。これは、麓地区の方に委託をされているということで間違いないでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。今の谷水薬師の委託料ということですがけれどもそれは休憩所管理委託料のほうをおっしゃってらっしゃるんですかね。そうですね。これは委託先は薬師の保存会のほうに委託をしております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、すみません委託料2つありましたが、休憩場の管理も含めてなんですが、周辺の保存会の方からですね、高齢化が進んでいるということで中々に管理が難しいというような声をお聞きしておりました。町指定の文化財ということもありまして年に何回かのイベントもあります。その度にですね、来場者がこられて多い時には駐車場の整備とか車の誘導とかもあってですね、高齢になっているから非常に危険な目にもあったとか、そういう声をよく聞いております。また店番もされてるんですけども、1人でおられたりお客様が全然ないということもですね、年間通して日数が多くなっているということなんですが、今後もやはりこの保存会の方にですね、ずっと委託を続けていかれるのか、町のほうではどのように考えておられますか。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。管理棟は、もともとは薬師の売店ですけど売店と駐車場、それとトイレと周辺の管理ということで、合併前から委託をしておりました。合併前は地域の婦人会ではないですけど薬草部会というところがありましてそこを通じて管理させていただいておりました、そこがなかなか高齢化になって、そのあとまずはその時はふるさと振興社を通じてなんですけれども管理委託をしておりました。そのあと今の保存会のほうに移行してきたわけですがございますけれども、さっき言われたように駐車場、確かに年に4回開催がございます。その中で夏にあります夕薬師。これが1番お客さんが多いときにはありますけれどもその時の駐車場整理を言われているのかと。あとまたもう一つは麓城祉にあります紅葉の時期ですね、このときにも大変お客さんが今たくさんいらっしゃるという状況で、その際その時の駐車場の整理というところも言われているということで、昨年だったですか要望書もいただきました。その中で、管理委託料としての駐車場の誘導とか管理につきましては当時、当日のですね、については、警備保障とかにも委託をできるようにその委託料のほうも増額をして今現在、支出をしているところであります。ただ今後の管理につきましては、やはりそういった話は私たち商工観光課のほうにも実際来ておりますので、今後についてはまだ今後また検討をしていかないといけないのかなというところで、課内のほうでは今現在は話を進めているという状況であります。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。保存会の方とのですね協議を深めていただいて、町にはたくさん指定の文化財とかも多いですし、これからのいろんな移住とかを進めていく上でも、やはり一つの財産としてですね大事に文化財は守っていかないといけない、そしてその管理も住民だけではなかなか難しいところもありますので、しっかりと検討を深めていただきたいと思えます。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。文化財につきましては教育委員会の担当にはなりますけれどもそれを所管する観光的な要素として所管している我々にとっても今後の課題だというふうには考えているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに商工観光課分についてはありませんか。

◎議長（森岡 勉君） 次に、建設課分についての質問を受けたいと思います。建設課ございませんか。

◎議長（森岡 勉君） では最後に上下水道課分です。御質疑ございませんか。ありませんね。各課に御質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質疑があれば、ここで受けたいと思います。御質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい45ページのですね、45ページだったでしょ。すいません。はい、目の20ですね総合戦略室、総合戦略室という組織的にですね明確に私うまく理解出来ないんですけども、この費用が一応この項目20ですかね、上がっておりますが、具体的に昨年度のこの中で対応されたのか、項目というか事業と申しますかそういうのをちょっと具体的な、全てなくて結構なんですけども何か例記というか、御説明いただければと思います。何か特別、項目といいますか事業と申しますか、そういうのを具体的すべてでなくて結構なんですけども。一つの事業に担当してされるのか、どういうその総合戦略室のですね位置づけをですね、ちょっと御説明をいただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 沖松課長補佐。

●企画政策課長補佐（沖松 勝彦君） はいただいま小谷議員のほうから御質問いただきました総合戦略ですけども、こちらについては前町長の尾鷹町長のときにですね、SWC事業とか町長勅命の事業がございました。その事業を推進するに当たってこの費目を使ってですね、予算を有効に活用しながらその事業の進捗を図るということで予算を活用してまいったところでございますが、一応4年度までのといいますか、前町長の任期中ということでもありましたので、当時の取組の経費ということで総合戦略がですね、動いてきたところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今のお話ですともう現時点では組織上ですよ、総合戦略、以前は総合戦略室というような言葉もありましたので、それがまだ機能しているのかどうかちょっとまず私分かってなかったんですが、今の課長補佐の御説明であると少なくとも4年、令和4年度で終了をしている。現時点では、総合戦略室と今まで言ってきた、そういった何ていうかな、事務というか執行体制は、今ないというふうに聞こえたんですが。この総合戦略室総合戦略費は、もうこれ予算の費目だけで位置づけてありましたですかね。いろんな場面で言葉として出てきておりましたし、私組織上もですね何らかの形で位置づけてあったものというようなイメージで、ただ明確な組織構造に出てきているかどうかよく分かってないんですけど、これは私はちょっとなんでお尋ねしたいかと言いますとそこを説明します。もう遡って2年前ですかね、機構改革されましたですね。要するに企画政策課が財政課に分かれられ、分かれて、そしてその中でちょっと固有名詞出て出しましたけど企画政策課、財政課、昔で言う企画財政課。事業をその課で今の課を分けられて仕事も持っておられるという意味合いかと思いますが、事業を実施をされてま

すね。例えば、財政課でいきますと管財という形で解体事業をされて、実際担当的にですね、そういうのでそう総合戦略室がそこ辺りを何か関わってやってるのかなというイメージもちょっとあったもんですから、要するに事業の実施の体制がですね、これ私個人の意見になってしましますが、もうそもそも3課に分けるという話の時に何で総務部門に人を集約するのかなと。さっき総務課長にお尋ねしました人の問題ですね。事業実施現場あるいは町民の皆さんと直接関わる部分、そこにやっぱどうしても人材とか人のパワーが要ると思うんですけど、総務部門に人を集めてそこで事業をまた実施をしているから、何か事業形態バランスが悪いんじゃないかなあ、人のバランスですね人というか配置のバランスが悪いんじゃないかなというイメージがあるもんですからちょっと今、その総合戦略室の話もお尋ねしたんですよ。今お聞きしますとそれが今ないというお話でございしますが、その中で今の3課体制の人の配置の問題もほんなら変わっていかないのか。これ後の問題になりますので、ちょっと決算から離れますからまた次の機会に触れたいと思いますが、その付近あの若干、もし現時点での御説明いただく部分がありましたらお願いしたいと思います。今の段階ではっきりしてなければ結構ですが、そういう疑問があるもんですから、この総合戦略費ですか、その位置づけをちょっと確認をさせていただいたところでありませう。ちょっと分かりづらいかもしれませんが、これから先のことはひとまずとして今までのその付近の考え方なんか御説明いただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時10分

◎議長（森岡 勉君） それでは会議を再開いたします。町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。総合戦略費につきましてですけれども今、プロジェクト的なものが幾つかありまして、そういったものを協議するということで週礼という形で現在も実施しております。例えばま企画、企画政策課が持つる事業についてですね、ゼロカーボンであったり、して光基盤であったり、そしてほかにテレワーク拠点整備であったり、そして地域おこし協力隊についてとか、そういったものを経過報告なり受けております。現在はですね、まだ組織改革も人事異動も行っておりませんが、今後、内部的な打合せをしましてですね、1番動きやすい状況をつくっていきたいとは思うんですけども、現時点では、事業をとめるわけにはいかない。仕事を仕事立ち止まるわけにはいきませんので、これまでどおりの動きで現在は進んでいるところです。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。私の理解不足というか誤解もあったのかもしれませんが、私の記憶ではですね、こういう話を何年かあの、これは過去の話になってしましますが前町長には、お尋ねした時にあくまでも役場内の各課の連携を間に立って取り持って連絡調整をする部署。一言で言うとそういう御説明を私は聞いてきたつもりなんですよ、前町長の話は。ですからそれはそれで一つの位置づけそれも本来の企画調整という部分ですから。先ほどちょっと私触れまし

たその私の認識と事業を行いそこで直接企画、今まで企画政策であったり分かれたというか財政課で実際されていくことに、結果的に何ていうかな調整とかじゃなくてですね、自分ところで仕事されることがいい悪いじゃなくて、負担になってきてなかなか手が回らないという表現が適切かどうか分かりませんが、そういうイメージを持っておりました私は。すいません、ですから現状と若干私の認識がずれてるかもしれませんが、そういう意味で今お話というかお尋ねをしたところでもあります。んで、過去がどうのこうのちょっと置きましてですね、今町長が御答弁いただいたような形で現状またいろいろ内部で検討されると思いますので、そこはよろしくお願ひしたいということで、はい、そういうことでございますから過去のこと余りいつまでも言うつもりございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。今、小谷議員から言われたとおりですねやはり今、企画政策課に重要なプロジェクトが集まっているということで非常に職員も負担になっているというふうには感じております。そして関係課員と一緒に集まっていただいて協議する機会もあるんですけども、なかなか全庁的には広がってないというような私も印象を持っていますので、そういった点も改善しながら今後の機構改革といたしますか、そういったものにも取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 5番議員からの質問の中で総務課長から追加答弁の申し出がございますのでこれを許可したいと思います。総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、総務課の質疑の中で橋本議員のほうから町内の防災士の人数ということでございました。人数は25人でございます。内訳、男性が22人、女性が3人ということで合計25人の防災士の方がおられます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに総括的にございませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、総括的といいますか伺いたいことが、令和4年度からですねウクライナ紛争が始まりまして、いろいろ物価高、またそれ為替の問題だとか、光熱費とかがかなり高騰した始まりの年でしたけど、それが及ぼす町の財政指数に対してそれが幾らか影響があっているのか、それと指定管理委託料を受けてる、指定管理を受けている業者、事業体において、その影響でその収支等がどう動いて、今回の決算にどのように反映されているのか。今回の決算をもとにまた来年度予算を編成するわけですけど、指定管理委託料等に関しましても、多分事業体は非常に厳しい経営を強いられているんだろうということは推察出来ますので、その辺のところについては財政課も含め、どのような御見解なのか伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村 光成君） はい、令和4年度決算における歳出別の決算状況の分析をしておりますが、今、議員が言われたものにつきましては、物件費の中に含まれるわけですが、物件費につきましてはですね、前年比2億7,368万7,000円ということで、大きな伸びを示しておりますが、これにつきましてはですね、各旧庁舎等の解体事業、除却事業が物件費に入ってくるものですから、すいません大きな要因としてそこだけをちょっと捉えて分析はしておりますけど、当然電気料等は高騰しておりますので、その分決算の伸びが見られると思います。令和5

年度も引き続きそういう状態ですので、国のほうも地方財政計画においてですね、公共施設のそういう電気料の高騰分につきましてはですね、基準財政需要額の中に算入していただいているところです。以上です。

◎議長（森岡 勉君） よろしいですか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 指定管理委託料伺ったわけですけどそれが来年度の予算にですね、今の令和4年度の中でもそういう状況が続きます個人の事業体の中にも多分あると思いますので、その辺のところがどのように担当課に伝わって来年度予算にはどのように反映するのか、それを伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時18分

再開 午後4時23分

◎議長（森岡 勉君） それでは会議を再開いたします。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。指定管理が物価変動に伴いまして電気代が高くなって指定管理料に影響があるのかということのお尋ねですけれども、ちょっと財政課で現時点で把握している部分が、ヘルシーランドの分ですので、そちらについてお答えをさせさせていただきます。令和4年度のヘルシーランドの指定管理の委託料ですけれども、当初予定しておりました金額から電気代の高騰ということで具体的に62万ほど委託料を増額変更してですね、当初の金額よりも増やして、増額して委託契約を結んだ、指定管理をの契約を結んでいるところであります。でございます。ちょっと財政課としてお答えできるのは以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにないですか。ここで皆様方にお知らせいたします。会議時間内に議事が終わりそうもないのであらかじめ会議時間を延長していきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 次に日程第2、議案第25号令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてを議題とします。説明を求めます。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは令和4年度水道事業会計決算書を説明させていただきます。3ページをお願いします。令和4年度水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございます。収入の最上段、第1款水道事業収益、右側の決算額4億2,472万5,224円でございます。下の枠、支出の最上段、第1款水道事業費を右側の決算額3億9,825万3,842円を支出しております。この金額は税込み金額となっております。詳細につきましては、19ページをお願いします。収益費用明細書です。こちらの金額は、税抜きで表示をしております。収入の部としまして、目の上段、1目給水収益、節1水道使用料は1億9,999万4,386円となっております。過年度分を含めた税抜収入額は、昨年度と比較して、約2.9%の減となっております。目の最下段、3目他会計補助金、節1他会計補助金は、総務省通知の繰り出し基準に基づく繰入金と水道事業経営安定対策に基づく繰入金となります。20ページをお願いします。4目長期前受金戻入、節1長期前受金戻入は、工事等で資産取得する際に得た補助金等のう

ち今年度減価償却に見合う分を計上したものです。また受益者の皆様からの分担金も含まれております。2段下の7目資本費繰入れ収益、節1資本費繰入れ収益につきましては、総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰入金で旧簡易水道事業債償還元金に係るものとなります。収入につきましては以上となります。21ページをお願いします。支出でございます。1目原水及び浄水費、節14委託料につきましては、水質検査や滅菌設備の維持管理、水道施設保守点検委託等を行っております。また備考欄1番下の水道施設調査委託料につきましては、あさぎり町水道施設再編整備計画の見直し業務を実施しております。次の節17修繕費は、主なものとしまして、2段目の岡原第2浄水場UF膜交換と次のページ、備考欄上段の上、川南浄水場緩速ろ過池修繕とその下、上川北浄水場緩速ろ過池修繕等を行っております。次の節23薬品費は、水質管理のための薬品を購入しております。2目配水及び給水費、節の1番下節14委託料につきましては、水道施設電気保安業務委託や水道台帳システムの保守業務、また、次のページ備考欄1番上の配水池清掃業務委託を行っております。その下節16、節16賃借料につきましては、緩速ろ過池の砂揚げ作業時の機械借上料。また川南配水地と岡原地区の緊急時給水井敷地借上料として支出をしております。節17修繕費の主なものとしまして、量水器交換の費用となっております。25ページをお願いします。5目業務費、節2委託料は、量水器検針業務及び水道施設管理業務委託費を水道事業分と下水道事業分を業務案分して支出しております。また、その下水道事業変更認可申請書作成業務委託を実施しております。6目減価償却費、節1有形固定資産減価償却費及び節2無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ27ページと28ページに明細書を載せております。後ほど御覧いただきたいと思っております。次の7目資産減耗費、節1固定資産除却費は、配水管布設替工事により取替え前の配水管や車両の処分により除却したものとなります。26ページをお願いします。5目過年度収益修正損、節1過年度損益修正損は、漏水減免による還付分となっております。ページを戻っていただきまして、4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず収入の最上段、第1款資本的収入につきましては、右から3列目の決算額4億4,713万259円でございます。次の枠、第1項企業債につきましては、免田地区の重要給水施設配水管布設替工事を行っております。また再編整備事業で須恵送水ポンプ場建設と送水管の実施設業務を行っており、その財源として2億8,500万円を収入しております。第2項出資金につきましては、一般会計からの繰入金として建設改良費と償還元金の不足分に充てております。第3項の工事負担金は、須恵地区に消火栓1基の新設、また貯水機能付給水管の実施設業務委託料と上地区と須恵地区に設置した工事分を一般会計から負担金として受入れているものです。その二つ下、第5項補助金につきましては、免田地区配水管布設替工事で重要給水施設配水管として、また須恵地区送水ポンプ建設工事費を水道施設再編推進事業として、それぞれ生活基盤施設耐震化交付金を受入れています。支出につきましては、下の枠2段目、第1項建設改良費は、免田地区配水管布設替工事と須恵送水ポンプ場建設工事が主なものとなっております。第2項企業債償還金は、起債償還の状況を30ページから32ページに掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。第3項投資につきましては、水道事業基金の定期利息を積立てたものです。次に下の枠の欄外にあり、欄外になりますが、資本的収入額4億4,713万259円が、資本的支出5億4,488万1,375円に対して、9,775万1,116円



不足しております。記載のとおり引継金6,070万9,639円、過年度分損益勘定留保資金3,051万9,215円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額652万2,262円で補填をしております。5ページをお願いします。損益計算書となっております。6ページをお願いします。下から4段目の当年度純損失及び最下段の当年度未処理欠損金は、記載のとおり85万9,838円でございます。7ページをお願いします。このページは剰余金計算書でございます。前年度末及び当年度の剰余金等の増減をあらわしたものでございます。8ページをお願いします。令和4年度水道事業会計欠損金処理計算書案でございます。当年度未処理欠損金を議決いただきまして、処分させていただくものでございます。表の1番右の上から3段目85万9,838円の未処理欠損金を減債積立金からの繰入れとして処分させていただくものでございます。本案のとおり処分させていただきますよう、よろしく願いいたします。9ページをお願いします。貸借対照表でございます。このページの右下の資産合計とただいま送りました11ページ最下段の負債資本合計はともに51億6,479万3,000円となっております。14ページをお願いします。水道事業報告書でございます。このページから17ページにかけて、業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較を掲載しております。詳細な説明については省略をさせていただきます。18ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。この表は現金及び現金同等物の増減を1会計期間で示したもので、会計にどれどのくらいお金があるかをあらわしております。これによりまして年度内の資金増加額は、下から3行目2,031万6,571円の減。資金期末残高は、最下段5億4,673万1,554円でございます。説明については以上です。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 支出の21ページにですね、水質検査などの委託料が計上してございました。それと関連して22ページも薬品費というものが出ております。あさぎり町の水はですね、きれいな飲める水だと思って利用してるわけですけども、この水質検査の結果とかそういうものは、水道課のほうではグラフにしたりとかして住民のほうに周知するようなことはされないのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。まず水質検査ですね、薬品費は、薬品の購入ですので公表はしておりませんが、水質検査につきましては、毎月ですね、ホームページ上でその時によって項目数は違いますが、検査報告書を上げておりまして安心安全な水でありますということで周知をさせていただいております。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。なかなかそこに行き着かずですね、ホームページ上で見ておりませんでしたので、確認をさせていただきました。それからキャッシュフロー計算書がございましたが、運営がABCと3段階評価したときに、Bというのがあさぎり町の上水道のキャッシュフローの評価になると思います。建設改良とかにですね、投資財源を有利子の負債などに依存して残高が増加しているのではないかと思うんですけども、すい

ません、しっかり見れてないのでこのような質問しておりますけれども、有利子負債の残高が増えているのかどうかだけ教えてください。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。すいません。有利子負債というのは、恐らく企業債だと思っておりますが、ただいま免田地区の配水管布設替工事、また須恵地区のですね、再編整備事業ということでポンプ場建設そして送水管の布設を行っておりますので、当然特になんですけど送水管のにつきましてはですね国庫補助対象外というふうになっておりますので、そちらは全額起債を借り入れるということで、こちらのほうはしばらくの間ですね、増えていくことになろうかというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんでしょうか。なければ次に移りたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 次に、日程第3、議案第26号令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。説明を求めます。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、令和4年度下水道事業会計決算書を説明させていただきます。3ページをお願いします。下水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございます。収入の最上段、第1款下水道事業収益、右側の決算額6億2,487万8,143円でございます。下の枠、支出の最上段、第1款水道事業費用、右側の決算額6億721万3,027円を支出しております。こちらは、税込みの金額となっております。詳細につきましては、19ページをお願いします。収益費用明細です。こちらは税抜きで表示をしております。収入の部としまして、目の上段、1目下水道使用料の、節1特環下水道使用料は、1億6,833万9,945円、節2の簡易排水施設利用料は、52万8,600円となっております。2目、雨水処理負担金は、総務省通知による基準内繰入額となっており、一般会計から負担金として受入れたものです。3目の他町村下水道流入負担金については、錦町からの汚水流入負担金として受入れているものです。5目その他営業収益の節1他会計負担金につきましては、汚水管渠の調査業務委託事業を行いました。その事業費を一般会計より負担金として受入れたものです。営業外収益につきましては、次ページで御説明をしたいと思います。20ページをお願いします。2目、国庫補助金につきましては、各御家庭の下水道接続に係る排水設備設置助成金事業費の2分の1の補助金として、受入れているものです。次の4目、他会計補助金、節1特環下水道他会計補助金につきましては、総務省通知による基準内繰入れと基準外繰入れを一般会計からの繰入金で、分流式下水道に要する経費や償還金利息などに充てております。節2簡易排水施設他会計補助金につきましては、簡易排水施設に係る経費において使用料で賄えない部分を一般会計から繰入れております。次の5目、長期前受金戻入の節1国庫補助金、長期前受金戻入から節3分担金長期前受金戻入につきましては、これまでの工事等で資産取得する際に得た補助金や受益者からの分担金の今年度償却に見合う額を長期前受金戻入として計上したものでございます。収入につきましては、以上です。22ページをお願いします。支出に関する説明です。目の上段、1目汚水管渠費の節1から節5につきましては、職員1名分の人件費を支出しております。表の下段の節13委託料につきましては、下水道施設保守点検委託料として、主なものは、マンホールポンプ46基の保守点検を行っております。その次の節16修繕費は、主なものとしましてマンホールポンプのオ

イル交換やマンホールポンプ故障時の修繕などを行っております。23ページをお願いします。

3目、簡易排水施設費につきましては、深田の草津山地区に設置している浄化槽の維持管理費用に支出しており、節の欄、5段目、9修繕費につきましては、流量調整ポンプとブローアの修繕を行っております。4目、総係費でございますが、事業活動全般に係る費用として支出しております。主なものとして、職員の給与費等にかかるものを支出しております。25ページをお願いします。目の中ほど、5目業務費、節18委託料は、量水器検針業務を水道事業分と下水道事業分として業務案分で支出をしております。また指定避難所につながる下水道管内部の調査を行いました。その業務委託費を支出しております。次の節33排水設備助成金は、下水道接続者への助成金としまして、29件に助成をしております。次の6目、流域下水道維持管理負担金につきましては、下水道処理場へ流入する令和4年度計画水量分と資本費負担分の合わせる合わせた額と令和3年度の実績排水量の精算分を支出しております。26ページをお願いします。7目減価償却費の節1有形固定資産減価償却費及び節2無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ27ページと28ページに明細書を載せておりますので後ほど御覧いただきたいと思っております。2項、営業外費用の1目、支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利息を支出したものでございます。表の下段の3項特別損失、5目、節1の過年度損益修正損につきましては、令和2年度と令和3年度の消費税の修正申告分と延滞金を支出しております。また令和3年11月から令和4年3月分の漏水により減免したのものも含まれております。前のほうに戻っていただきます。4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず収入の最上段、第1款資本的収入につきましては、決算額1億9,532万6,500円でございます。次の第1項企業債は、舗装本復旧工事の財源並びに資本費平準化債として、決算額5,960万円を収入しております。第2項出資金につきましては、一般会計からの繰入れ金としての建設改良費及び償還元金の不足分や建設費の一部として、決算額1,929万1,000円を収入しております。第3項の負担金は、マンホールトイレを指定避難所に設置するに当たり実施設計業務委託を行いましたので、その事業費を一般会計より負担金として収入しております。第4項の補助金は、舗装本復旧工事の国庫補助金として収入をしております。第5項の分担金は、下水道への接続不された受益者の分担金として収入をしております。第7項の基金は、下水道事業減債基金を9,750万円取崩して償還元金に充てております。次に支出です。下の枠の最上段、第1款、決算額4億5,410万6,770円でございます。次の第1項建設改良費ですが、主な工事の内容は、マンホールトイレ設計業務委託と舗装本復旧工事、公共汚水ます設置工事などでございます。第2項の企業債償還金は、起債償還の状況を30ページから42ページの企業債明細に記しておりますので後ほど御覧いただきたいと思っております。第3項の投資につきましては、これまで積立てておりました下水道減債基金の利息を支出しております。次に5ページをお願いします。資本的収入額が資本的支出額に対して、2億5,878万270円が不足しております。記載のとおり消費税及び地方消費税資本的収支調整額と当年度分損益勘定留保資金引継金、当年度利益剰余金にて補填をしております。6ページをお願いします。損益計算書でございます。当年度純利益につきましては、7ページをお願いします。右側の数字、下から4行目のとおり当年度純利益と1番下の当年度未処理分利益剰余金は、ともに2,998万4,668円でございます。8ページをお願いします。

ます。このページは剰余金計算書でございます。前年度末及び当年度末の剰余金等をあらわしたものでございます。9ページをお願いします。令和4年度下水道事業会計剰余金計算書、剰余金処分計算書案でございます。当年度未処理、未処分利益剰余金を議決いただきまして処分させていただくものでございますが、表の1番右側の上から2段目、処分額合計1,361万6,157円を補填資金の繰入として、処分させていただくものでございます。本案のとおり処分させていただきますよう、よろしく願いいたします。10ページをお願いします。下水道事業会計の貸借対照表でございます。10ページ右側、右の下から二つ目の資産合計と11ページ最下段の負債資本合計はともに105億9,920万2,164円となっております。14ページをお願いします。令和4年度下水道事業報告書でございます。このページから17ページにかけては、業務の状況の詳細や事業収支等の前年度比較を掲載しております。内容につきましては省略をさせていただきます。18ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。この表は現金及び現金同等物の増減を1会計期間で示したもので、下水道事業会計にどれ、どのくらいお金があるかをあらわしております。これによりまして年度内の資金増加額は、右下3段目、3,026万5,898万円の減。資金期末残高は、7,254万5,817円でございます。説明は以上となりますが、ここで過年度における下水道使用料の賦課漏れ徴収状況について説明をさせていただきます。ただいま、資料をお送りしました。下水道使用料賦課漏れ徴収状況について御報告をさせていただきます。御手元の資料では、賦課漏れを調定しました年度ごとに集計をしております。賦課漏れの対象となった世帯におかれましては、納付について御理解をいただきまして多くの御家庭でおおむね計画どおりに納入をいただいております。右側の欄に令和2年度から令和4年度までの納付率を記載しております。いずれの年、いずれの年度も納付いただいた分、上昇をしております。下のほうに、総計の欄がございますが、現在4世帯の方々につきまして納付が完了していません。今後とも納付に努めていただきますよう、お願いをしていきたいと考えております。下水道使用料賦課漏れ徴収状況については、以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。質疑ありませんね。はい。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後4時57分 散 会